

< 章 目 次 >

3.1 居住の誘導に関する方針	74
3.1.1 基本的な方針	74
3.1.2 居住誘導区域とする区域	75
3.1.3 居住誘導区域の設定が適切ではない区域	77
3.1.4 居住誘導区域の設定	78
3.1.5 立地適正化計画と連携して行う地域づくりの方向性	78

3.1 居住の誘導に関する方針

3.1.1 基本的な方針

(1) 居住誘導区域

市内の東西に広がり積雪降雪期においても定時性に優れる鉄道と、公営企業である青森市営バスを含めたバス路線網を有する本市の強みを活かし、公共交通沿線に、民間の集合住宅や宅地開発等の立地の促進を図る居住誘導区域を設定することにより、沿線の人口密度を維持し、持続可能な公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通の利便性が高く快適に暮らせるまちづくりを推進します。

なお、都市再生特別措置法第 81 条第 19 項及び都市再生特別措置法施行令第 30 条に定める居住誘導区域に含めてはならない区域を除くほか、防災・減災の観点から「災害の発生の危険性が高い場所」、地区ごとの都市機能の役割分担の観点から「工業専用地域・臨港地区」、自然保全の観点から「大規模な公園等」については、居住誘導区域の設定が適切ではない区域とします。

【参考：都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抄）】

(立地適正化計画)

第 81 条

- 19 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。)その他政令で定める区域については定めのないものとする
(以下略)

【参考：都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）（抄）】

(居住誘導区域を定めない区域)

第 30 条 法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域
- 二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する地すべり防止区域(同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第一項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(第三十六条において「急傾斜地崩壊危険区域」といい、同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第一項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域

3.1.2 居住誘導区域とする区域

居住誘導区域の設定にあたっては、高齢化の進行を見据え、高齢者が徒歩で移動できる範囲を考慮するとともに、多雪都市である本市の特徴を踏まえ、冬期を含め、鉄道駅やバス停留所などへ徒歩で移動できる範囲として、以下のとおり、居住誘導区域を設定します。

【居住誘導区域とする区域】

設定の 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の沿線 鉄道駅から 800m、日往復 30 便以上のバス路線から 300m ・「第 2 期青森市冬期バリアフリー計画」に基づく重点整備地区及び誘導地区
----------------	--

※ なお、地形・地物や道路利用の状況等を踏まえ設定します。

(1) 徒歩圏の範囲

各種資料によると、一般的な徒歩圏は 300～800m の範囲であると推定されます。

表 16 徒歩所要時間

項目	徒歩所要時間	
	女性（分速 80m ^{※1} ）	高齢者（分速 60m ^{※2} ）
800m の範囲	10 分	13 分 20 秒
300m の範囲	3 分 45 秒	5 分

出典：※1 不動産の表示に関する公正競争規約施行規則

※2 総務省消防庁「津波対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月）」

表 17 徒歩圏域に関する資料

内容	出典
冬期積雪期における徒歩圏域について、20 歳以上の年齢層においては、「500m～1km」と回答した割合が最も多い。 (満 16 歳以上の男女 N=1,798 人)	平成 27 年度第 3 回 青森市民意識調査
高齢者が休憩せずに歩行を継続できる距離は 500～700m。 (平成 22 年自治体アンケート調査 N=631 人)	平成 26 年 国土交通省 「健康・医療・福祉のまちづくりガイドライン」
歩いて行ける範囲＝歩いて暮らせる範囲 ・ 70 歳以上：500m ・ 20～69 歳：500～1,000m (N=3,157 人)	平成 21 年度 内閣府 「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」

表 18 公共交通機関の誘致距離に関する資料

内容	出典
一般的な人（歩行速度：80m/分）の 90%が、歩くことに抵抗を感じない距離として 300m と回答。	平成 18 年 11 月 土木学会 「バスサービスハンドブック」
バスの誘致距離と満足率の関係 ・ 誘致距離 300m の範囲：満足度 80% ・ 誘致距離 500m の範囲：満足度 50%	浅見泰司著「住環境」
本市における鉄道駅までの徒歩圏は、所要時間 10 分以内（800m 程度）が 77.8%。 (平日：N=20,154 人、休日：N=1,697 人)	平成 3 年度 青森都市圏パーソン・トリップ調査報告書 現況分析編

(2) 第2期青森市冬期バリアフリー計画における重点整備地区・誘導地区

本市においては、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒事故など、冬期特有の障害（バリア）を解消し、冬期積雪期における安全で快適な歩行者空間の確保を目的として、平成27年（2015年）10月に「第2期青森市冬期バリアフリー計画」を策定しています。

当該計画の中で、「除雪の徹底はもとより、除雪から融雪への転換を図り歩道の無雪化を目指す」地区として重点整備地区が、「重点整備地区と連動した快適な歩行者空間を確保する」地区として誘導地区が設定されています。

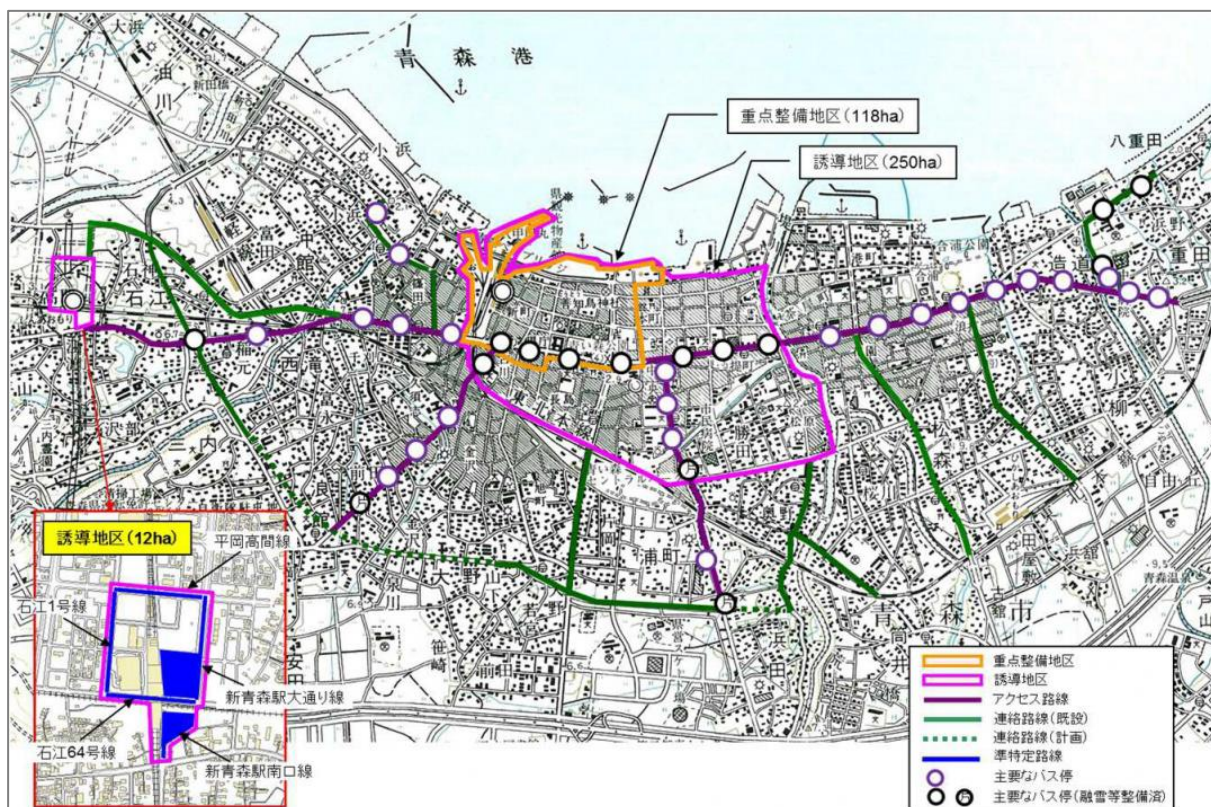


図 71 重点整備地区・誘導地区概要図

出典：第2期青森市冬期バリアフリー計画

3.1.3 居住誘導区域の設定が適切ではない区域

前述のとおり、居住誘導区域の設定に当たっては、都市再生特別措置法第 81 条第 19 項及び都市再生特別措置法施行令第 30 条に定める居住誘導区域に含めてはならない区域を除くほか、災害発生の危険性が高い場所や、工業専用地域・臨港地区などの主として工業系の土地利用である地域、大規模な公園等については、居住に適さない場所であるため除外することとします。

表 19 居住誘導区域に含めない区域

区域名	法令名等	検討結果
-----	------	------

【本市における災害の危険性が高い場所】

土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項 出典：青森県土砂災害警戒区域等マップ	居住誘導区域に含めない
洪水浸水想定区域 (計画規模:L1)	水防法施行規則第 2 条 出典：青森県における洪水浸水想定区域指定・公表資料	洪水浸水想定区域のうち、浸水深 1m 以上の区域は居住誘導区域に含めない
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸浸食)	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版) 出典：青森県における洪水浸水想定区域指定・公表資料	居住誘導区域に含めない
津波浸水想定区域 (入内断層モデル)	津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定における浸水の区域 出典：青森市津波ハザードマップ(令和 4 年 3 月作成)	浸水深 1m 以上の区域は居住誘導区域に含めない

【工業専用地域・臨港地区等】

工業専用地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域	居住誘導区域に含めない
工業地域・準工業地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域	人口密度や住宅等の立地状況を勘案して、道路や丁字界等の地形・地物に合わせエリア設定を検討
臨港地区	都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号に規定する臨港地区	居住誘導区域に含めない

【自然環境の保全を図るための大規模な公園等】

大規模な公園・墓園 (広域公園、総合公園、墓園等)	-	居住誘導区域に含めない
------------------------------	---	-------------

3.1.4 居住誘導区域の設定

「居住誘導区域とする区域」及び「居住誘導区域の設定が適切ではない区域」を踏まえ、居住誘導区域を以下のように設定します。

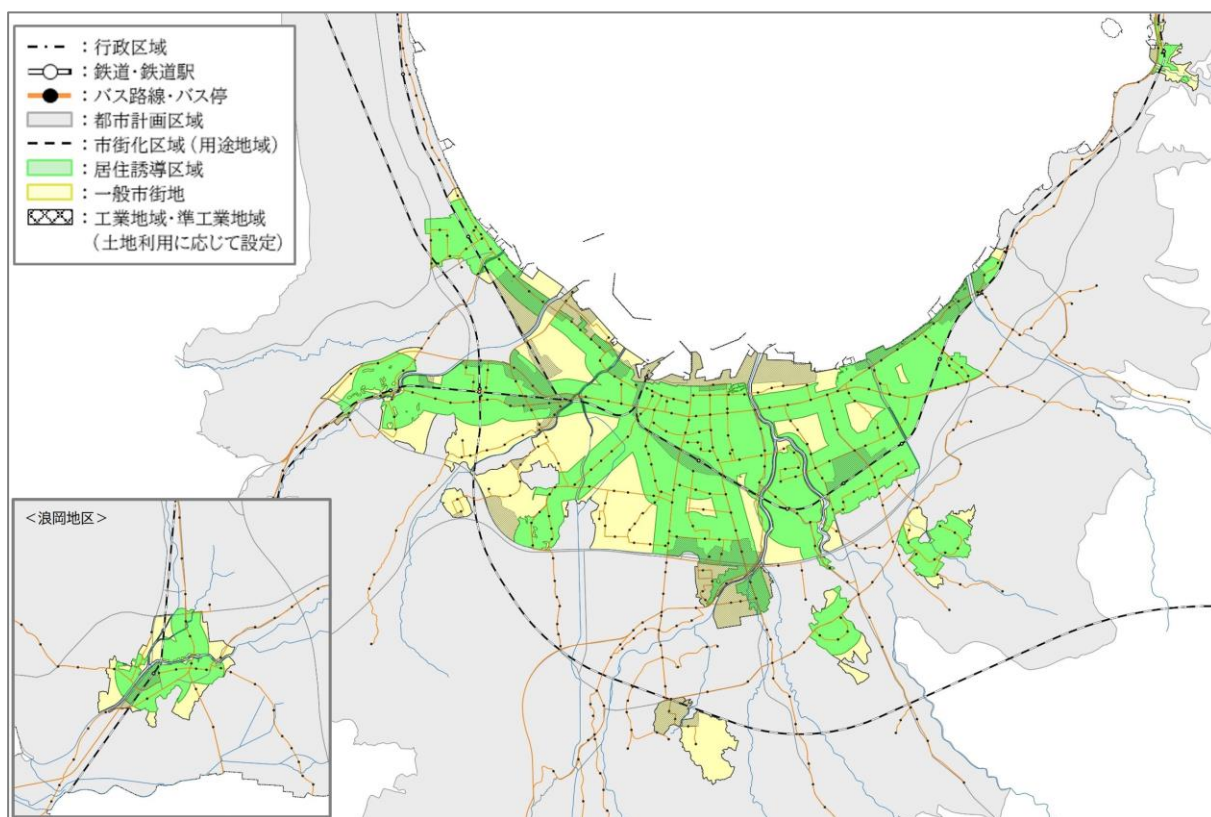


図 72 居住誘導区域概要図

3.1.5 立地適正化計画と連携して行う地域づくりの方向性

一般市街地及び既存集落を含む居住地の全域において、本市の魅力の1つである、自然と居住が近接する緑豊かな都市景観の形成を図りながら、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを進める必要があります。

具体的には、地域コミュニティによる地域活動拠点の改善やバスまち環境の向上、さらには、防災・減災対策など、本計画と連携しながら、地域コミュニティの活性化や安全・安心な生活環境の向上を図ることとします。

< 章 目 次 >

4.1 基本的な考え方	80
4.1.1 概要	80
4.2 対象とする災害リスク等	81
4.2.1 河川氾濫（洪水）による浸水	82
4.2.2 津波による浸水	84
4.2.3 高潮による浸水	88
4.2.4 土砂災害	90
4.2.5 冬期積雪期における災害リスク	94
4.2.6 対象とする施設	95
4.2.7 浸水による災害リスク	96
4.3 災害リスク分析	97
4.3.1 河川氾濫（洪水）	97
4.3.2 津波	103
4.3.3 高潮	108
4.3.4 土砂災害	113
4.3.5 冬期積雪期における災害リスク	114
4.3.6 災害リスク概要図	115
4.4 防災まちづくりの方向性	116
4.4.1 水害対策（河川氾濫（洪水）、津波、高潮）	116
4.4.2 雪害対策	119
4.4.3 都市防災機能向上の対策	120
4.4.4 防災まちづくりの方向性概要図	121
4.5 防災指針に基づく取組及びスケジュール	122

4.1 基本的な考え方

4.1.1 概要

平成30年3月に策定した「青森市立地適正化計画」では、居住誘導区域の設定に当たり、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨における浸水深1m以上の区域など、災害の発生の危険性が高い場所を居住誘導区域含めないこととしておりましたが、青森県では、本市の8水系11河川について、平成27年の水防法の一部改正に伴い、想定最大規模降雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として平成30年度から順次、指定、公表しました。

また、国においては、令和2年の都市再生特別措置法の改正により、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等、ハード、ソフトの両面からの安全確保の対策を明確にし、居住誘導区域の防災対策を記載する「防災指針」を位置付けました。

本市においては、様々な災害のうち、洪水・津波・高潮などによる浸水想定区域が、既成市街地の広範囲に及んでおり、これら災害リスクの範囲を都市機能誘導区域や居住誘導区域からすべて除くことは現実的に困難です。

このため、災害リスクを踏まえて都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を計画的に実施していくことが必要です。

本章では、災害ハザードエリアにおける都市基盤施設等の立地状況を把握した上で、災害リスクを踏まえた都市づくりに係る課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づき、取組を推進します。

4.2 対象とする災害リスク等

本章において検討対象とする災害リスクは以下のとおりです。

なお、内水浸水想定区域など新たな災害リスクが明らかとなった際には、必要に応じ、見直しを検討します。

【河川氾濫（洪水）による浸水】

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する想定最大規模降雨（L2）による「洪水浸水想定区域」を基に、河川氾濫（洪水）による浸水災害リスクに係る検討を行います。

【津波による浸水】

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する「津波浸水想定区域」のうち日本海溝モデルによるものを基に、津波による浸水災害リスクに係る検討を行います。

【高潮による浸水】

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 第 1 項に規定する「高潮浸水想定区域」を基に、高潮による浸水災害リスクに係る検討を行います。

【土砂災害】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する「土砂災害警戒区域」及び同法第 9 条第 1 項に規定する「土砂災害特別警戒区域」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」を基に、土砂災害リスクに係る検討を行います。

また、本市においては、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 20 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定がないことから、国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成 27 年 5 月）」における「大規模盛土造成地」に係る現状把握等を行います。

【冬期積雪期における災害リスク】

本市は、都道府県庁所在地では唯一、行政区域全域が豪雪地帯対策特別措置法に定める「特別豪雪地帯」に指定されており、冬期積雪期において規模の大きな地震や津波が発生した場合、通常期（無雪期）と比較して相当程度被害が拡大することが想定されるため、その被害を拡大させる要因となり得る事項について検討を行います。

4.2.1 河川氾濫（洪水）による浸水

(1) 洪水浸水想定区域とは

洪水浸水想定区域とは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項において、「洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域」として国土交通大臣が指定するものと定められています。

本市における対象河川及び想定降雨量を以下に示します。

表 20 想定降雨量一覧表

水系名	河川名	降雨量	降雨確率
岩木川	十川	県管理区間の 24 時間の総雨量 353mm	$\frac{1}{1000}$
	浪岡川		
堤川	堤川	堤川（甲田橋基準地点）上流域の 24 時間の総雨量 355mm	//
	駒込川		
沖館川	沖館川	沖館川・西滝川流域の時間雨量 149mm	//
	西滝川		
新城川	新城川	新城川流域の 24 時間の総雨量 468mm	//
天田内川	天田内川	天田内川流域の 24 時間の総雨量 529mm	//
野内川	野内川	野内川流域の 48 時間の総雨量 551mm	//
赤川	赤川	赤川流域の 24 時間の総雨量 529mm	//
浅虫川	浅虫川	浅虫川上流域の 24 時間の総雨量 529mm	//

※ 上図及び上表は青森県洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に作成

(2) 本市における洪水浸水想定区域の指定状況

本市においては、市街化区域（用途地域）の約 63%が洪水浸水想定区域に指定されています。本市都市計画マスタープランにおいては、「一定以上の浸水深が想定される区域は居住誘導区域に含めない」としており、下図に示す洪水浸水想定区域の全てを居住誘導区域から除外することは、本市の都市づくりに対して非常に大きな影響を及ぼすこととなります。

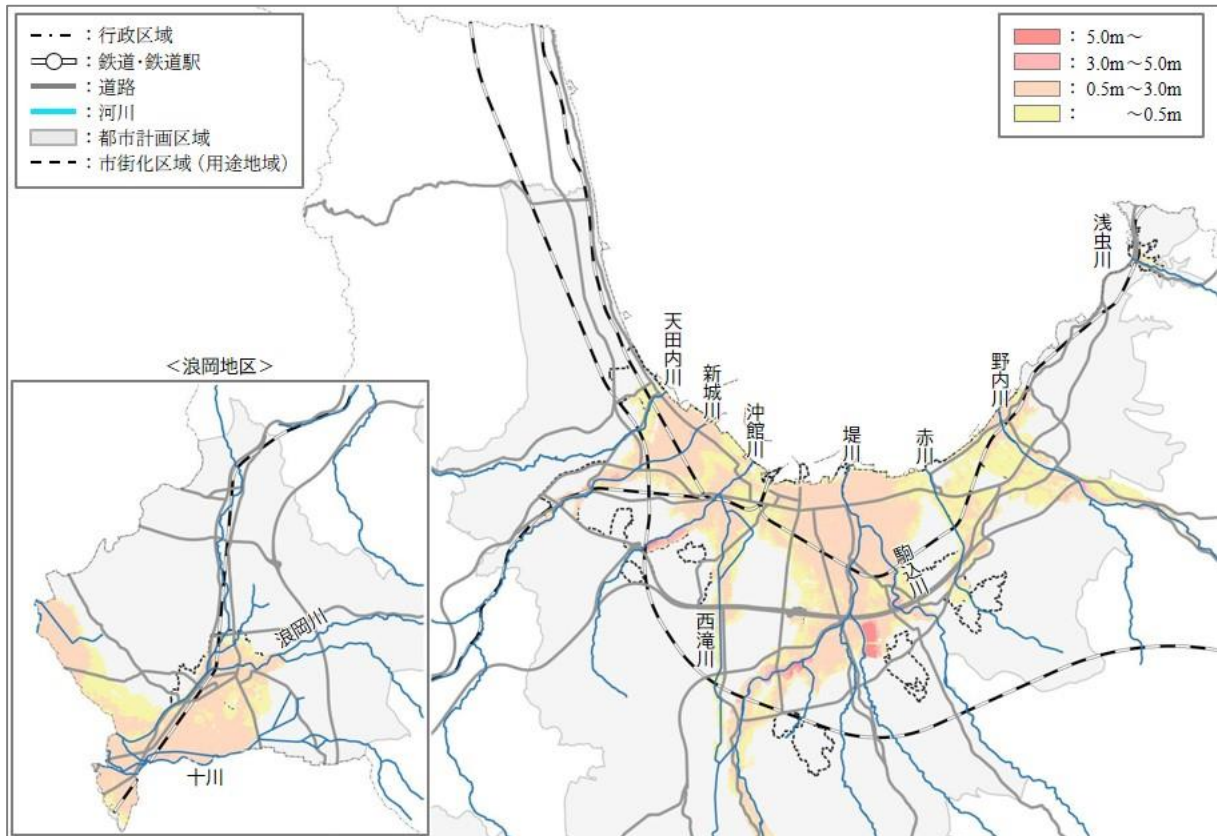


図 73 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

表 21 洪水浸水想定区域面積（想定最大規模）と各区域に占める割合

想定浸水深	想定区域面積 (ha)			合計
	市街化区域 (用途地域) 5,334ha	市街化調整区域等 26,184ha	都市計画区域外 50,943ha	
0.0m~0.5m	1,073.1	1,038.4	61.3	2,172.8
0.5m~3.0m	2,280.7	1,853.1	83.1	4,216.9
3.0m~5.0m	21.2	79.1	16.8	117.1
5.0m~	1.3	46.7	1.4	49.4
合計	3,376.3	3,017.3	162.6	6,556.2
割合	63.31%	11.52%	0.32%	

※ 上図及び上表は青森県洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に作成

4.2.2 津波による浸水

(1) 津波浸水想定区域とは



津波浸水想定区域とは、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項において、「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。)」について都道府県知事が設定するものと定められています。

(2) 本市における地震モデル

「青森市津波ハザードマップ(令和4年3月作成)」において、陸奥湾沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震である「日本海溝モデル(海溝型地震)」及び津波到達時間が極端に短い「入内断層モデル(内陸直下型地震)」の2種類が記載されています。

以下に、上記2種類の地震モデルの概要を示します。

表 22 日本海溝モデル及び入内断層モデルの概要

地震モデル	日本海溝モデル (海溝型地震)	入内断層モデル (内陸直下型地震)
震源域		
概要	陸奥湾沿岸で最大クラスの津波をもたらす日本海溝を震源とする海溝型地震が発生した場合に想定される津波	日本海溝モデルに比べ津波被害の想定は小さいものの、津波到達時間が極端に短い入内断層を震源とする内陸直下型地震が発生した場合に想定される津波
地震の規模	マグニチュード 9.1	マグニチュード 6.7
津波の影響	津波の到達が遅い 第一波到達時間：97分 津波の水位が高い 海岸線の最大津波水位：5.4m 津波の浸水域が広い 浸水面積：33.0km ²	津波の到達が早い 第一波到達時間：2分 津波の水位が低い 海岸線の最大津波水位：3.7m 津波の浸水域が狭い 浸水面積：2.8km ²

※ 上表は青森市津波避難計画(令和4年3月修正)及び青森市津波ハザードマップ(令和4年3月作成)を基に作成

(3) 津波高と被害程度

総務省消防庁「津波対策推進マニュアル検討報告書（平成25年3月）」において、津波高と被害程度の関係性が示されています。

表 23 津波高と被害程度

津波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊		全面破壊			
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				全面破壊	
漁船	被害発生		被害率50%	被害率100%		
防潮林被害 防潮林効果	被害軽微 津波軽減 漂流物阻止		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 効果なし		
養殖筏	被害発生					
音響	前面砕波による連続音（海鳴り、暴風雨）					
				浜での巻き波砕波による大音響 （雷鳴、遠方では認識されない）		
				崖に衝突する大音響 （遠雷、発破、かなり遠くまで聞こえる）		

※ 津波波高（m）は、船舶、養殖筏など海上にあるものに対しては概ね海岸線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっています。

※ 上表は津波の高さと被害の関係の一応の目安を示したもので、それぞれの沿岸の状況によっては、同じ津波の高さでも被害の状況が大きく異なることがあります。

※ 津波による音の発生については、周期5分～10分程度の近地津波に対してのみ運用可能です。

気象庁ホームページ「津波波高と被害程度（首藤（1993）を改変）」より

(4) 本市における津波浸水想定区域の設定状況

【日本海溝モデル】

日本海溝モデルによる地震が発生した場合、市街化区域の約 35%が当該地震に係る津波浸水想定区域に設定されており、津波被害が広範囲に及ぶと想定されています。

しかしながら、津波浸水想定区域は海岸線から概ね 2.4km（徒歩 40 分程度）の範囲であり、第一波の到達時間が 97 分と長いことから、徒歩による水平避難が十分に可能であると想定されます。

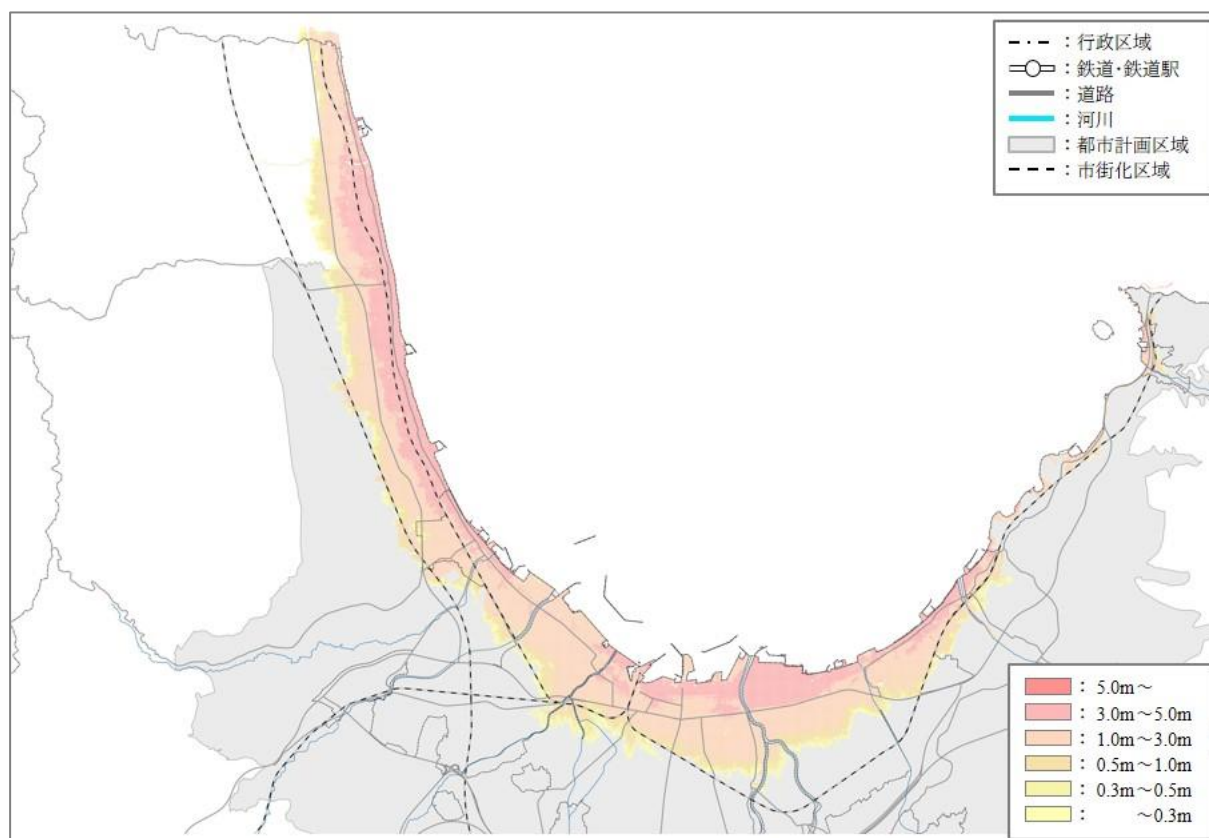


図 74 津波浸水想定区域（日本海溝モデル）

表 24 津波浸水想定区域面積（日本海溝モデル）と各区域に占める割合

想定浸水深	想定区域面積 (ha)			合計
	市街化区域 (用途地域) 5,334ha	市街化調整区域等 26,184ha	都市計画区域外 50,943ha	
0.0m~0.3m	102.4	67.3	28.1	197.8
0.3m~0.5m	71.4	51.8	19.7	142.9
0.5m~1.0m	223.0	145.5	61.4	429.9
1.0m~3.0m	1,079.5	361.6	218.1	1,659.2
3.0m~5.0m	396.5	279.7	181.7	857.9
5.0m~	0.02	0.01	0.01	0.04
合計	1,872.8	905.9	509.0	3,287.7
割合	35.12%	3.46%	1.00%	

※ 上図及び上表は青森県津波浸水想定図を基に作成

【入内断層モデル】

入内断層モデルによる地震が発生した場合、市街化区域の約4%が当該地震に係る津波浸水想定区域に設定されており、日本海溝モデルに比べ津波被害は限定的であると想定されていますが、第一波到達時間が2分と極端に短いため避難所等への避難は困難であると想定されます。



図 75 津波浸水想定区域（入内断層モデル）

表 25 津波浸水想定区域面積（入内断層モデル）と各区域に占める割合

想定浸水深	想定区域面積 (ha)			合計
	市街化区域 (用途地域) 5,334ha	市街化調整区域等 26,184ha	都市計画区域外 50,943ha	
0.0m~0.3m	106.4	15.8	10.8	133.0
0.3m~0.5m	57.0	7.1	5.0	69.1
0.5m~1.0m	52.3	9.5	12.0	73.8
1.0m~3.0m	8.5	10.8	12.7	32.0
3.0m~5.0m	0.0	0.2	0.2	0.4
5.0m~	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	224.2	43.4	40.7	308.3
割合	4.20%	0.17%	0.08%	

※ 上図及び上表は青森県津波浸水想定図を基に作成

4.2.3 高潮による浸水

(1) 高潮浸水想定区域とは

高潮浸水想定区域とは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 第 1 項において、「高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域」として都道府県知事が指定するものと定められています。

本市における対象となる外力を以下に示します。

表 26 対象となる外力

外力	条件
台風	中心気圧：950hPa 最大旋衡風速半径：75 km 移動速度：8.5 km/h、63 km/h
低気圧	中心気圧：946hPa

※青森市高潮ハザードマップを基に作成

(2) 本市における高潮浸水想定区域の指定状況

本市においては、市街化区域（用途地域）の約 18%が高潮浸水想定区域に指定されています。都市計画運用指針においては、「様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは困難であることも想定される。」としており、下図に示す洪水浸水想定区域の全てを居住誘導区域から除外することは、本市の都市づくりに対して非常に大きな影響を及ぼすこととなります。



図 76 高潮浸水想定区域

表 27 高潮浸水想定区域面積と各区域に占める割合

想定浸水深	想定区域面積 (ha)			合計
	市街化区域 (用途地域) 5,334ha	市街化調整区域等 26,184ha	都市計画区域外 50,943ha	
0.0m～0.3m	226.4	40.5	57.9	324.8
0.3m～0.5m	155.8	32.4	35.4	223.6
0.5m～1.0m	297.6	37.7	43.1	378.4
1.0m～3.0m	298.5	11.5	3.1	313.1
3.0m～5.0m	1.2	0.2	0.1	1.5
5.0m～	0.0	0.1	-	0.1
合計	979.5	122.4	139.6	1,241.5
割合	18.37%	0.47%	0.24%	

※ 上図及び上表は青森県洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に作成

4.2.4 土砂災害

(1) 土砂災害とは

土砂災害とは、「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」などを発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害のことで、それぞれの概要を以下に示します。

表 28 土砂災害の種別と定義

種別	定義
急傾斜地の崩壊	傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象
土石流	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
地すべり	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

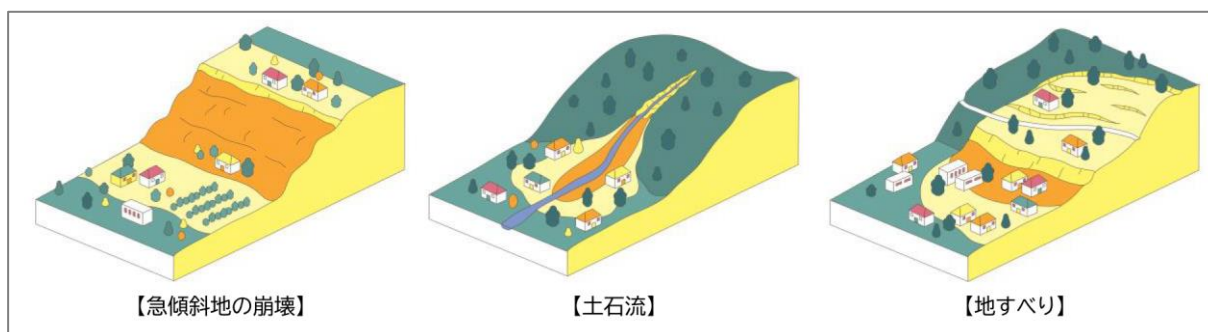


図 77 土砂災害概要図

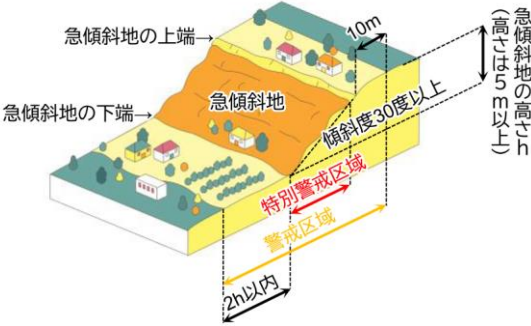
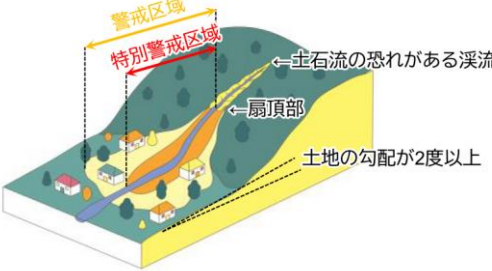
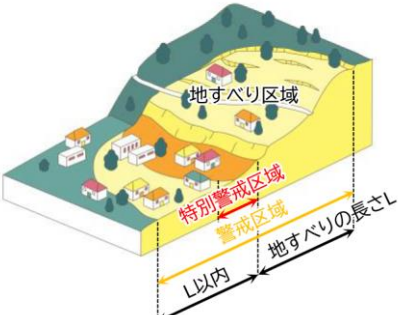
※ 上図は宮城教育大学「いのちを守る教員のための防災教育ポータル」を基に作成

(2) 土砂災害警戒区域とは

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域」として都道府県知事が指定することができるものと定められています。

土砂災害の種別ごとに、下表に示す場所が指定の対象となります。

表 29 土砂災害警戒区域指定の対象

種別	区域指定の対象
急傾斜地の崩壊	<p>イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</p> <p>ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</p> <p>ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> 
土石流	<p>土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p> 
地すべり	<p>イ 地すべり区域</p> <p>ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）</p> 

(3) 土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項において、「土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域」として都道府県知事が指定することができるものと定められています。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域とは

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項において、「崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域」として都道府県知事が指定することができるものと定められています。

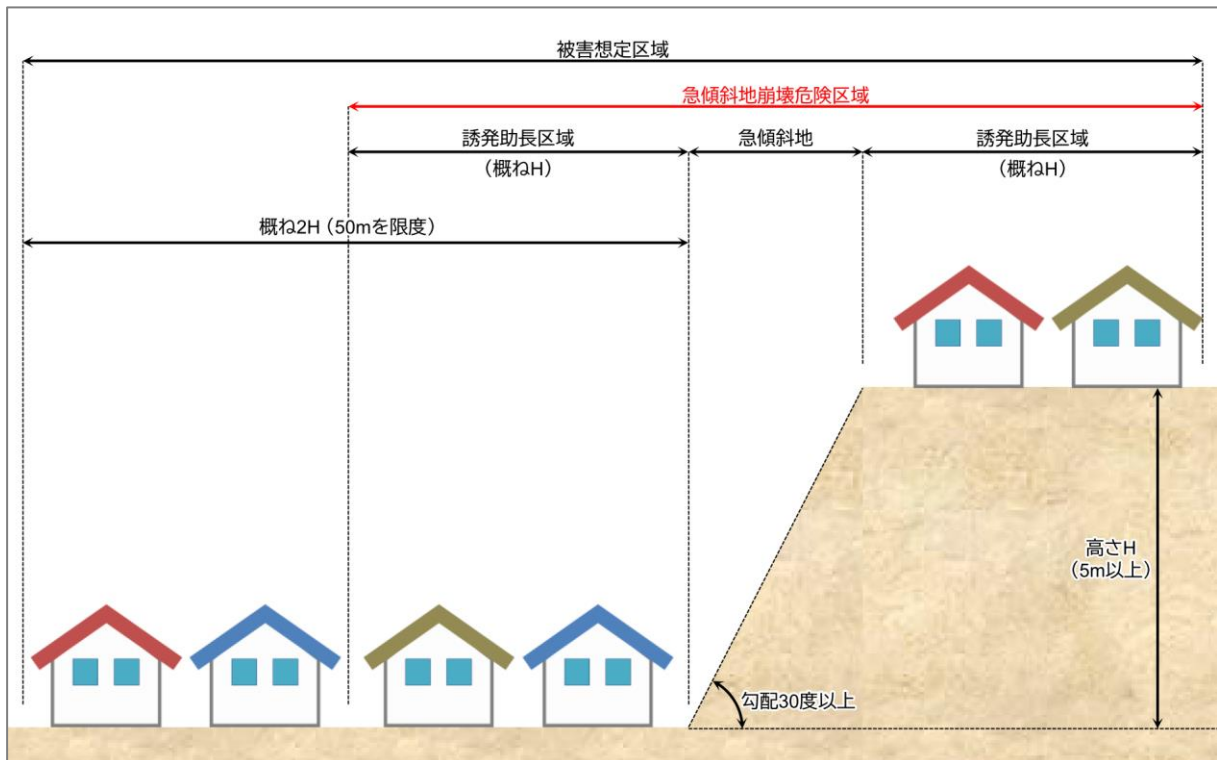


図 78 急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲

※ 上図は東京都 HP を基に作成

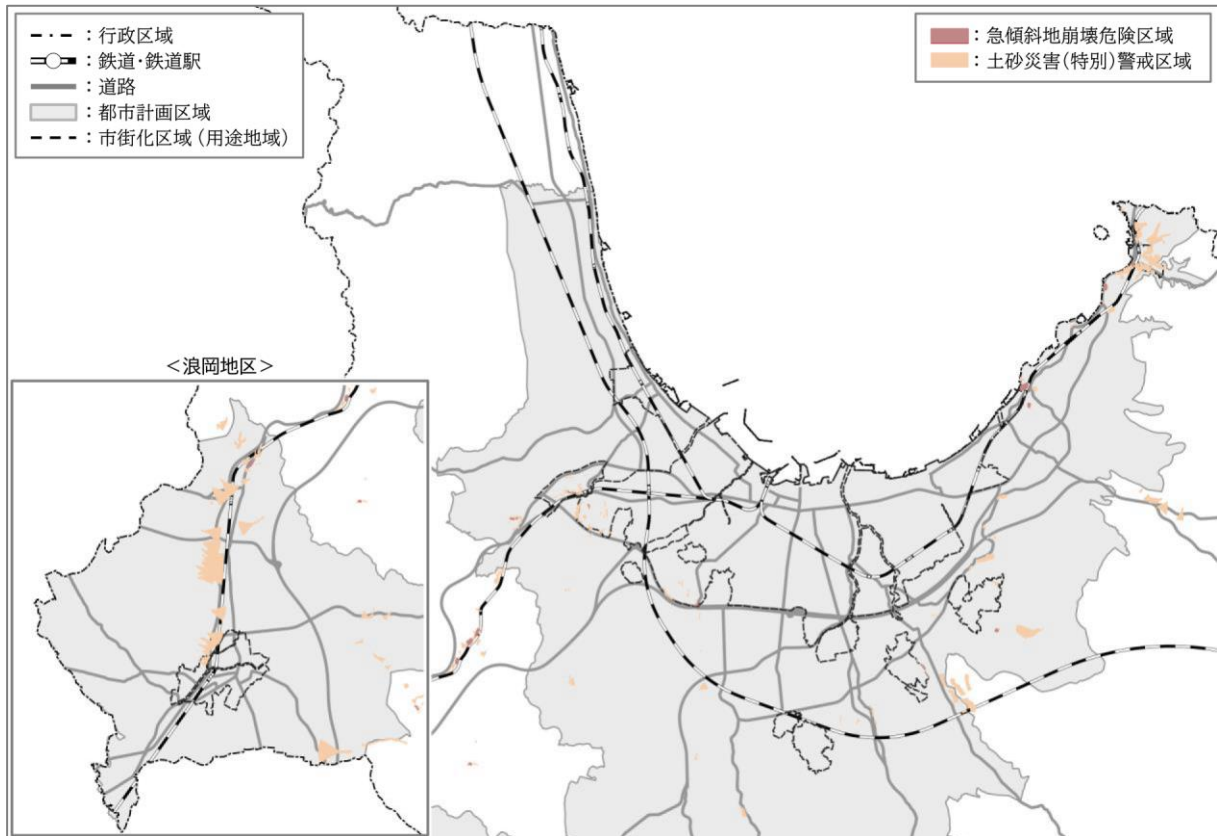


図 79 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域

表 30 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数

	青森地区	浪岡地区	両地区合計
指定箇所数	26	6	32
指定面積 (ha)	42.1	50.0	92.1

表 31 土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数

	青森地区	浪岡地区	両地区合計
土砂災害特別警戒区域	142	64	206
うち急傾斜地の崩壊	122	33	155
うち土石流	20	31	51
うち地滑り	0	0	0
土砂災害警戒区域	164	83	247
うち急傾斜地の崩壊	131	35	166
うち土石流	31	48	79
うち地滑り	2	0	2

※ 上図及び上表は青森県土砂災害警戒区域等マップ、国土交通省「国土数値情報」を基に作成

4.2.5 冬期積雪期における災害リスク

【特別豪雪地帯】

本市は、都道府県庁所在地では唯一、行政区域全域が豪雪地帯対策特別措置法に定める「特別豪雪地帯」に指定されており、人口 30 万人規模の都市としては世界でも有数の多雪都市です。特に、平成 17 年（2005 年）においては、累計降雪量が 10m を超え（1,043cm）、最大積雪深は青森地方気象台観測史上第 4 位の 178cm という豪雪を記録するなど、度々豪雪に見舞われてきました。

冬期間においては、車道幅員の減少による交通渋滞や雪の重みによる家屋の倒壊など、市民生活に大きな影響を及ぼしています。



図 80 冬期間の著しい交通障害



図 81 雪の重みで倒壊した家屋

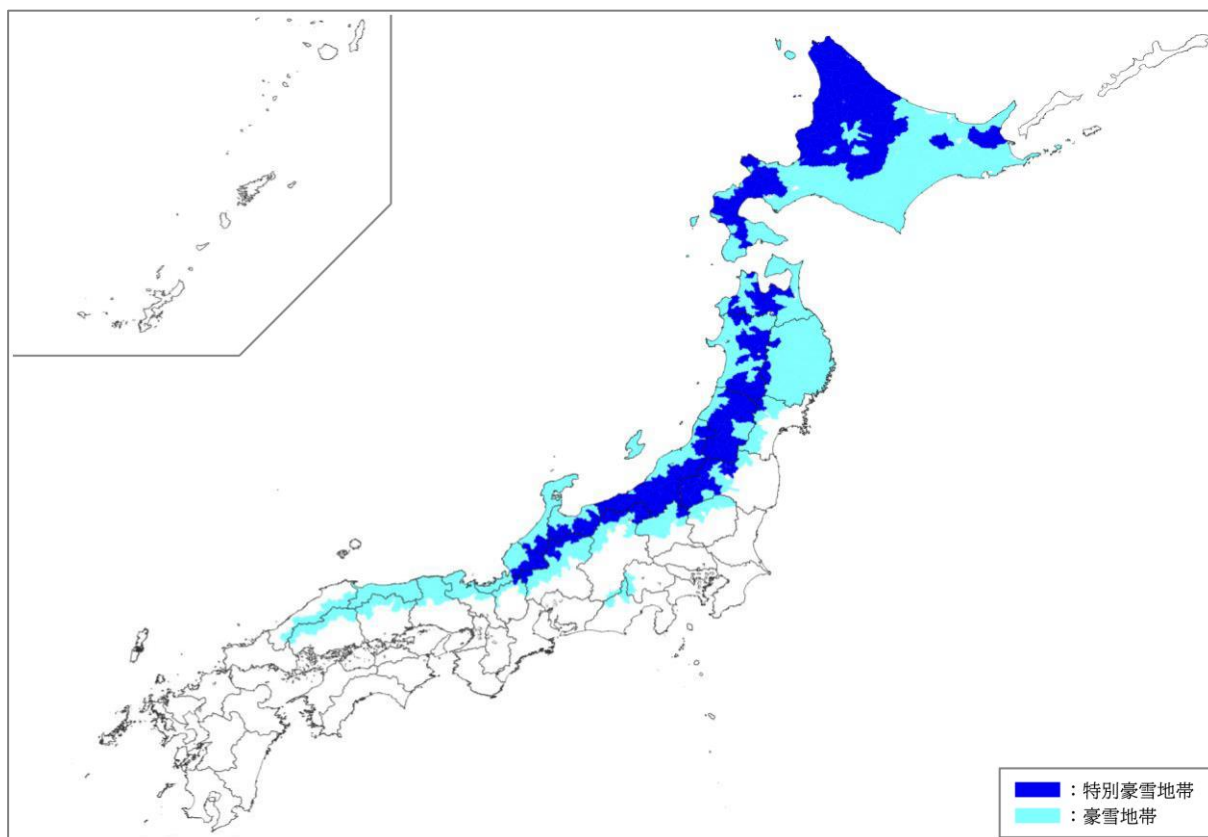


図 82 特別豪雪地帯及び豪雪地帯指定図

※ 上図は国土交通省「国土数値情報」を基に作成

4.2.6 対象とする施設

本章において検討対象とする施設は下表のとおりです。

表 32 検討対象施設

区分	概要
避難施設	指定避難所、指定避難所（福祉）、指定緊急避難場所
要配慮者利用施設	医療施設：病院（病床 20 床以上）、診療所（病床 19 床以下） 子育て支援施設：保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設 福祉施設：通所介護事業所
建物	令和 5 年度都市計画基礎調査において建物とみなしたもの
道路	国道、県道、都市計画道路

【参考：要配慮者について】

青森市地域防災計画（令和 3 年 11 月修正）において、要配慮者とは「災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要する」者とされています。

4.2.7 浸水による災害リスク

国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き（令和3年12月一部改定）」及び、国土交通省「水害の被害指標分析の手引（H25 試行版）」、消防庁「津波対策推進マニュアル検討報告書（平成25年3月）」に基づき、浸水により想定される災害リスクを以下の通り整理します。

表 33 浸水により想定される災害リスク

浸水深	災害リスク
5.0m	一般的な家屋で2階部分が水没
3.0m	一般的な家屋で1階部分が水没（垂直避難が困難）
2.0m	木造住宅の全面破壊（津波）
1.0m	木造住宅の部分的破壊（津波）
0.7m	一般的な家屋でコンセントに浸水し停電
0.5m	徒歩による移動困難、一般的な家屋で床上浸水
0.3m	自動車の走行困難（乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水） 災害時要援護者の避難が困難な水位

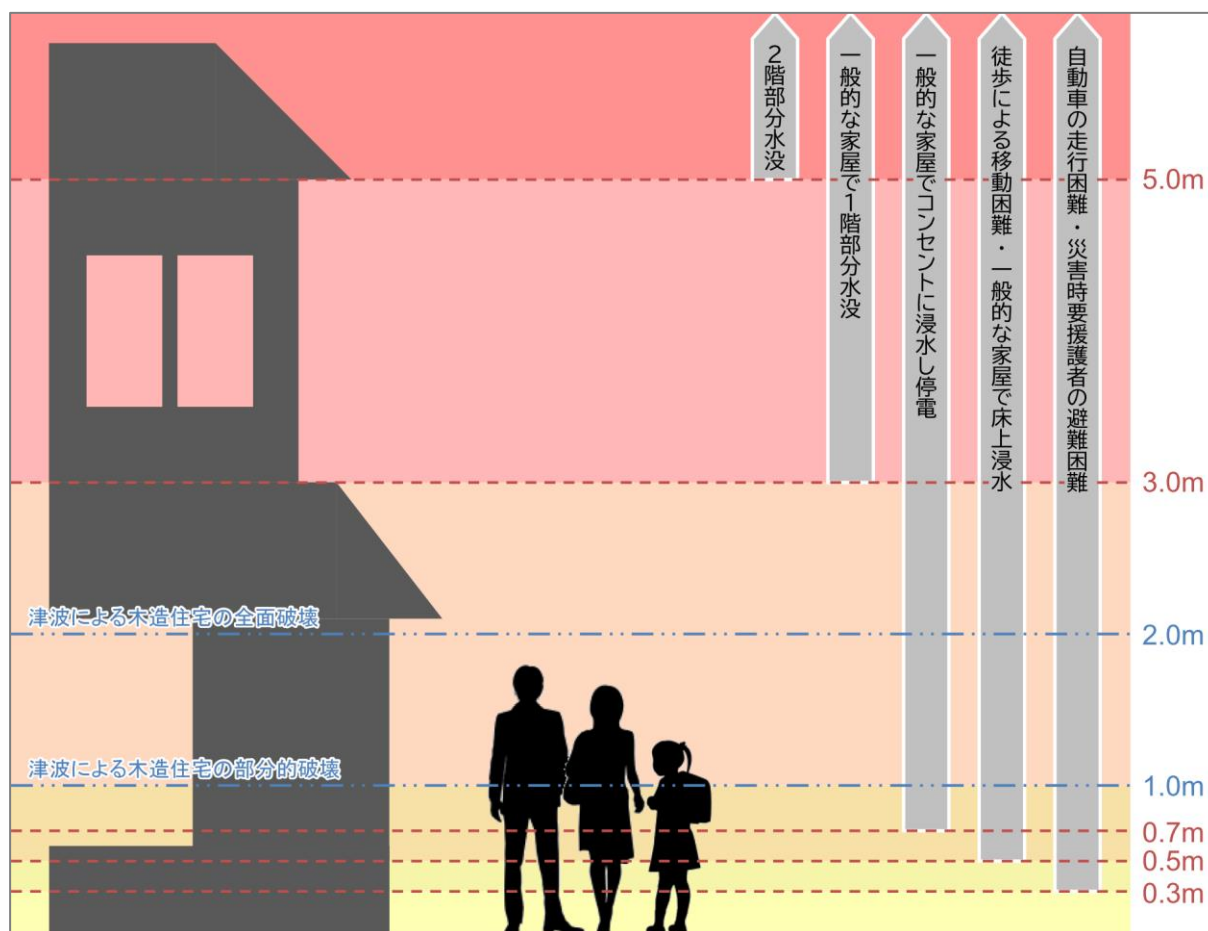


図 83 浸水により想定される災害リスク概要図

4.3 災害リスク分析

4.3.1 河川氾濫（洪水）

(1) 災害リスク分析図

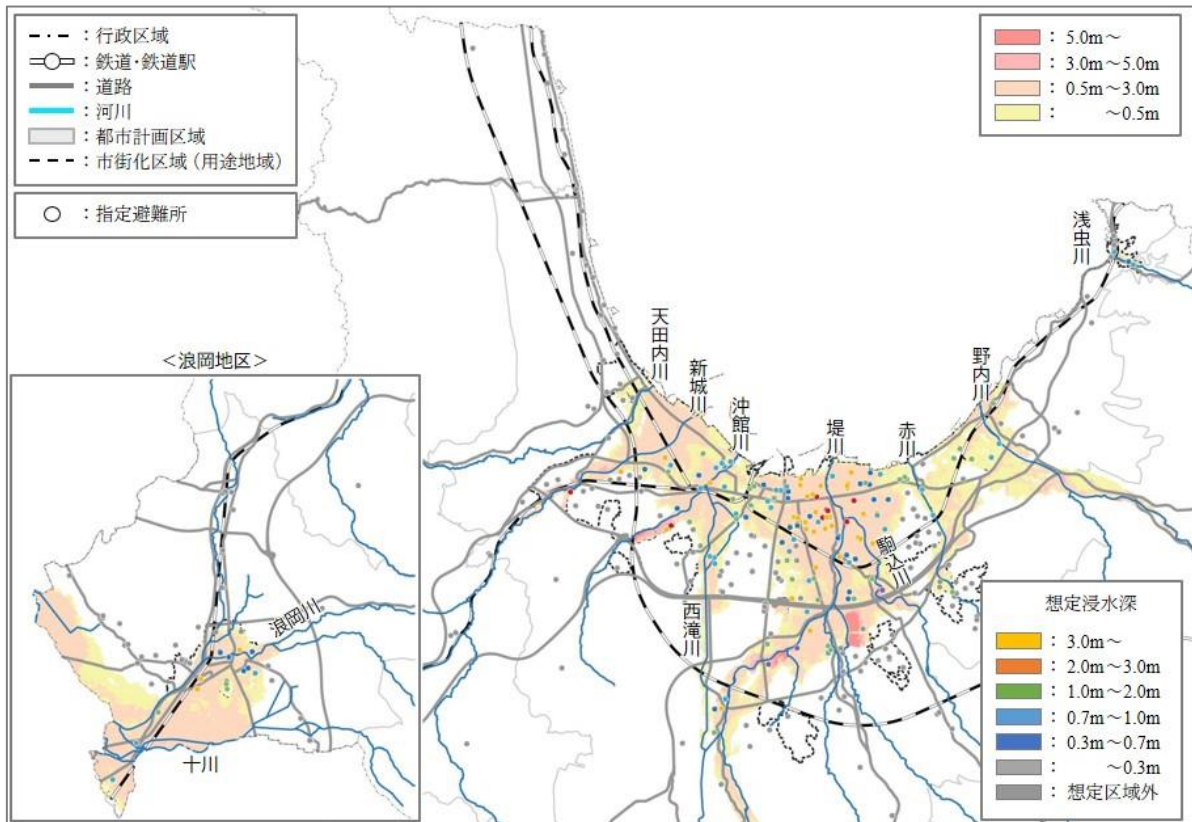


図 84 浸水想定区域×避難施設重ね合わせ図

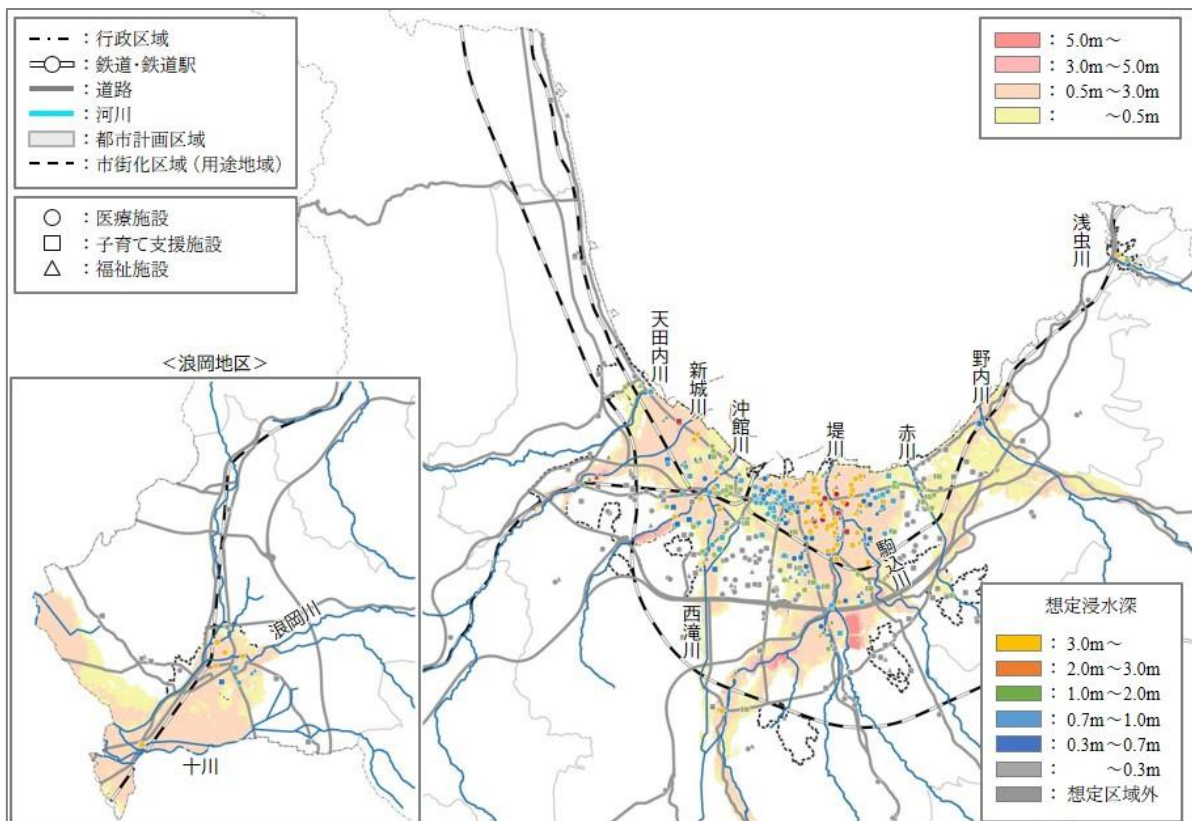


図 85 浸水想定区域×要配慮者利用施設重ね合わせ図

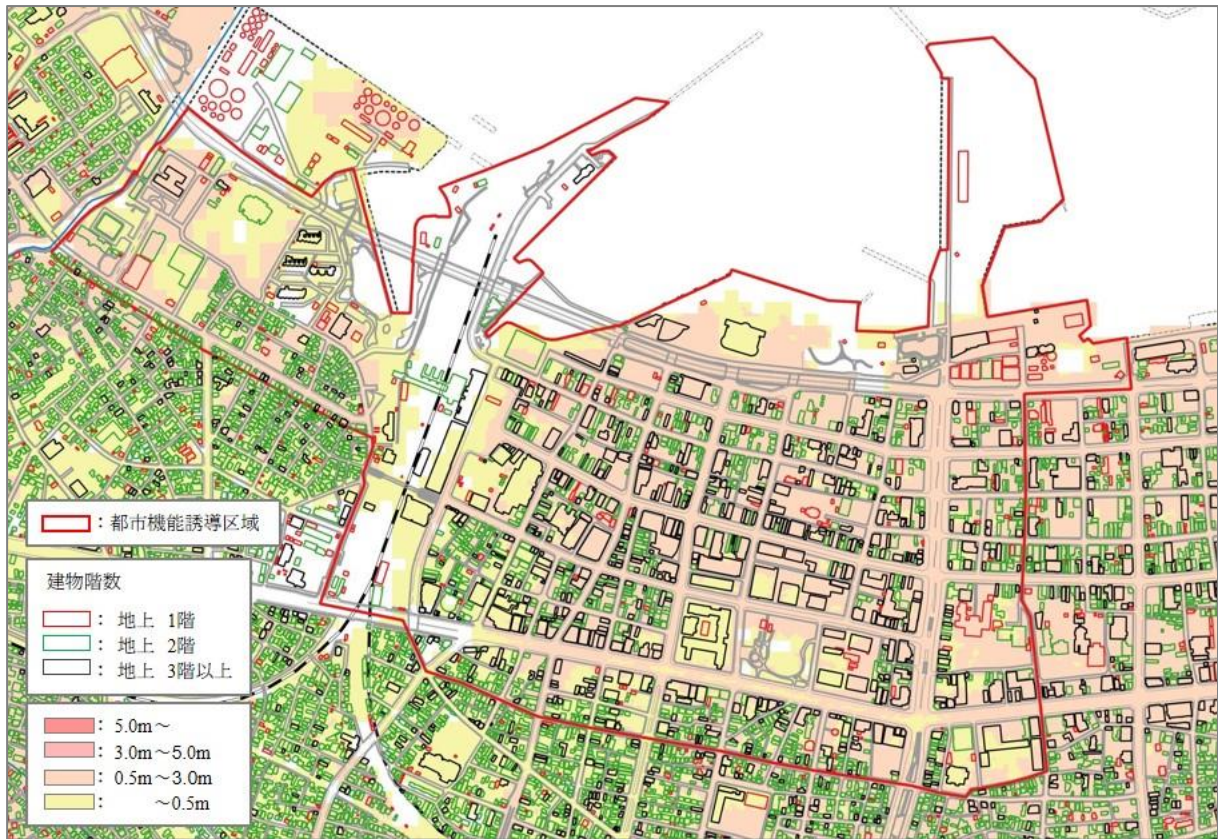


図 86 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（青森駅周辺地区）

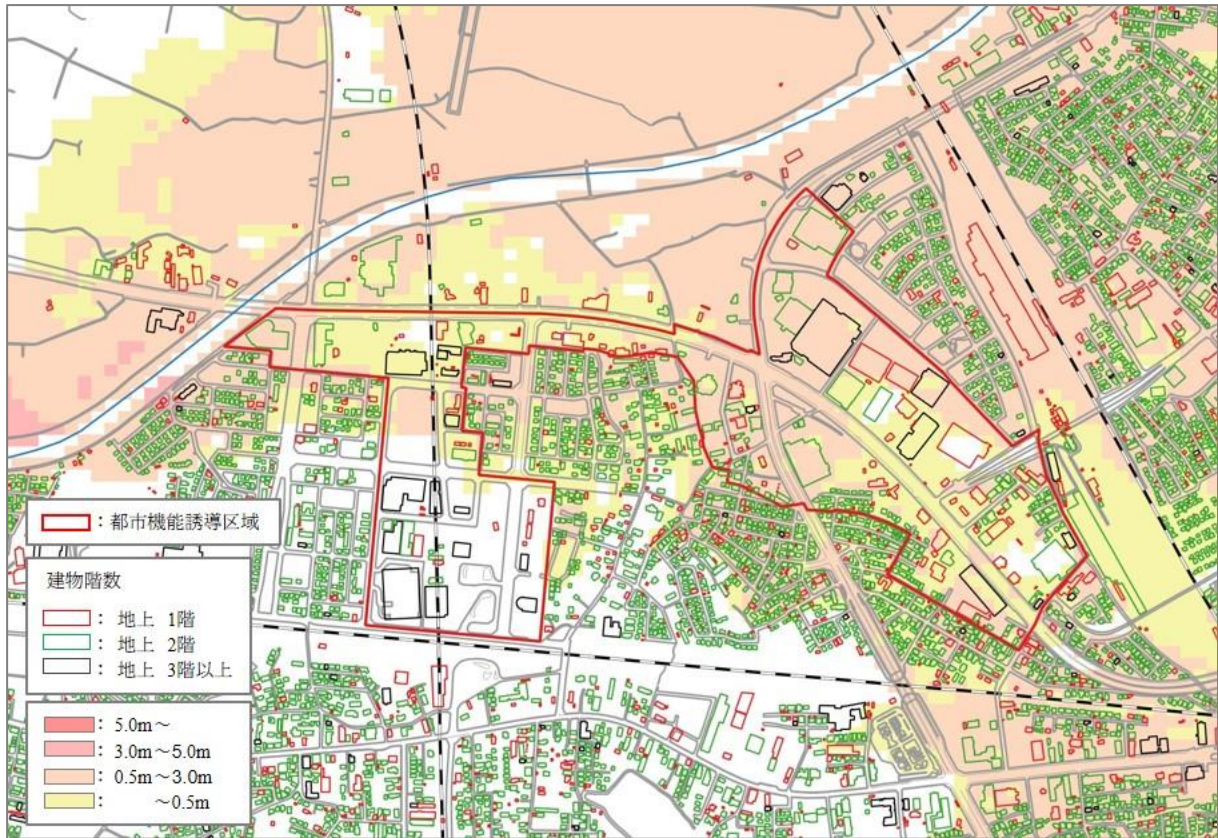


図 87 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（新青森駅周辺地区）

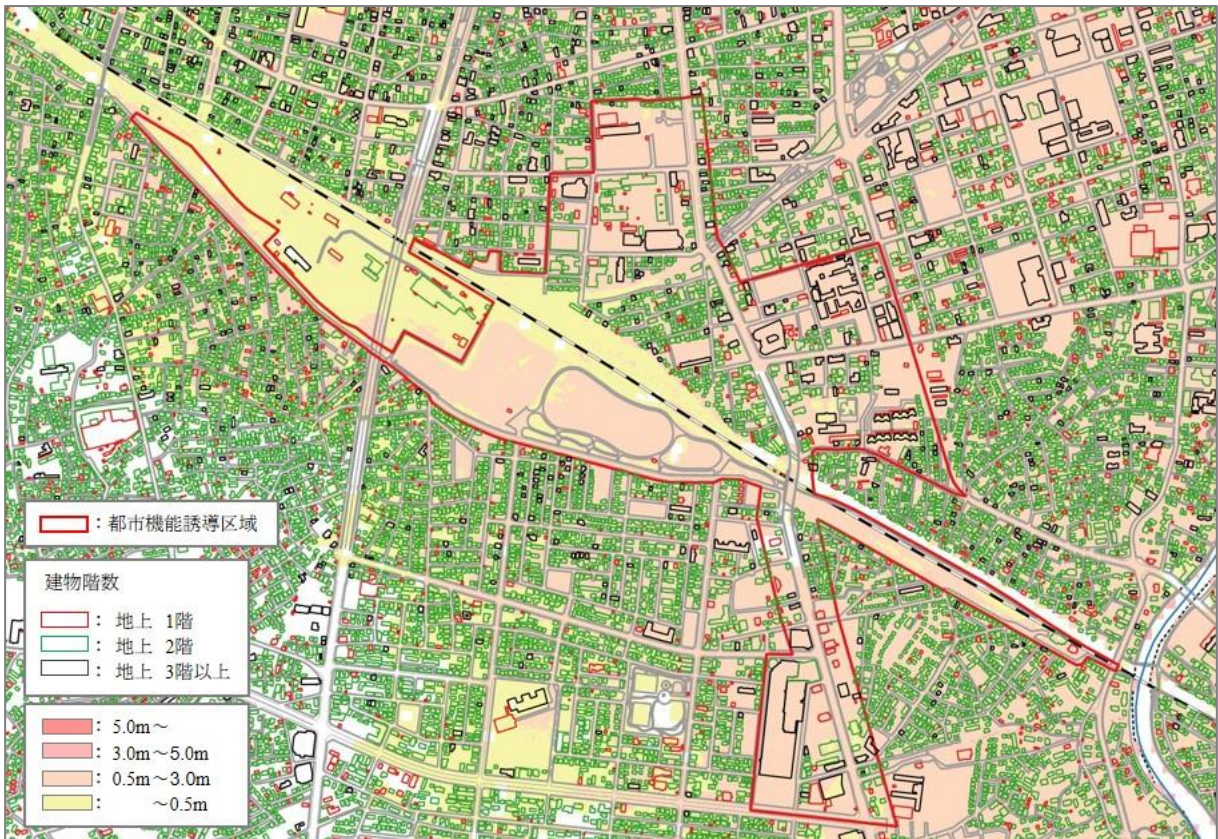


図 88 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（操車場跡地周辺地区）

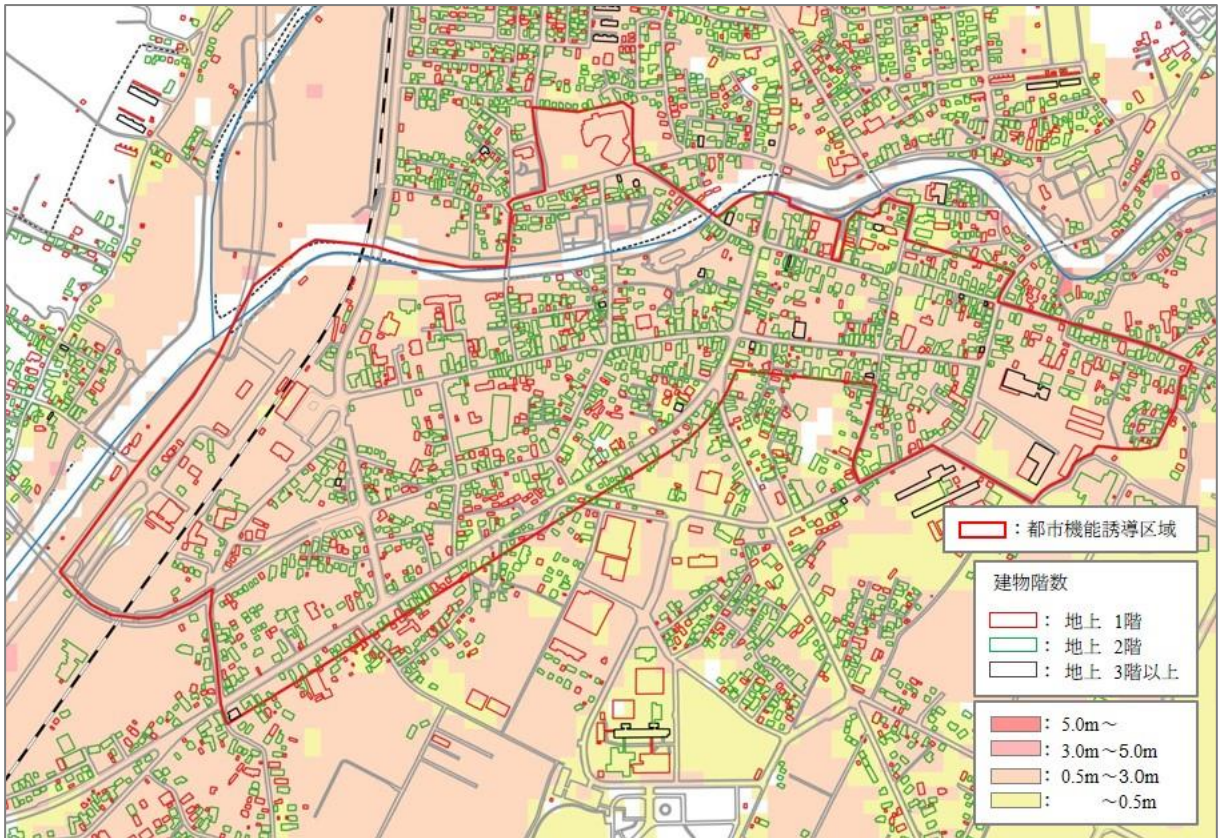


図 89 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（浪岡駅周辺地区）

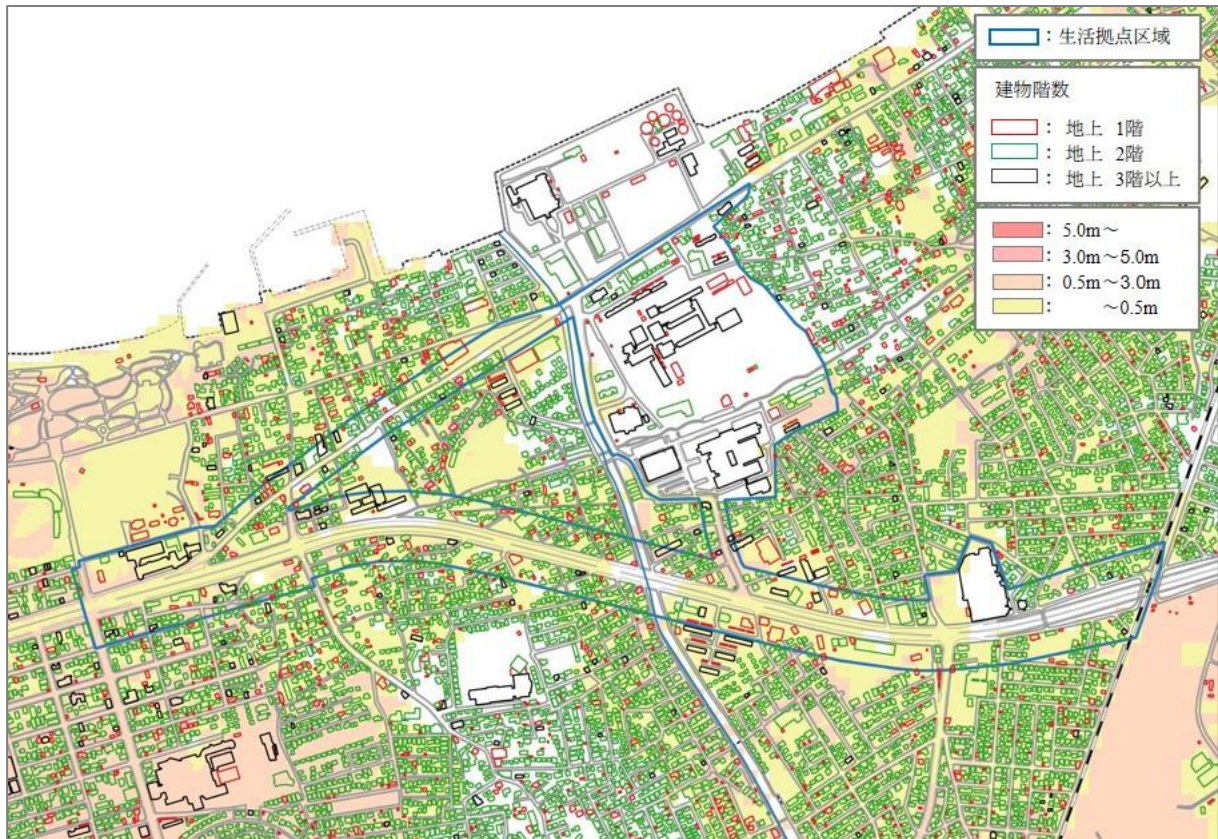


図 90 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（造道周辺地区）

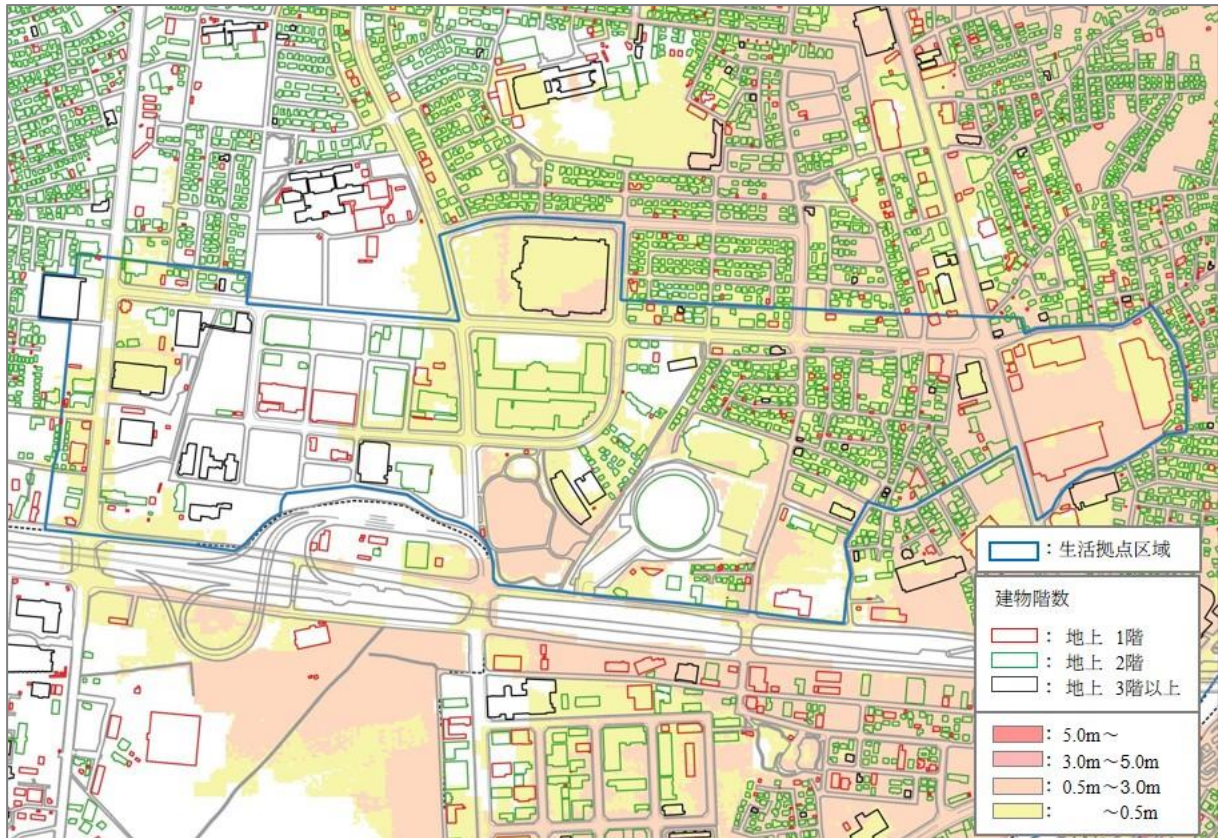


図 91 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（浜田周辺地区）

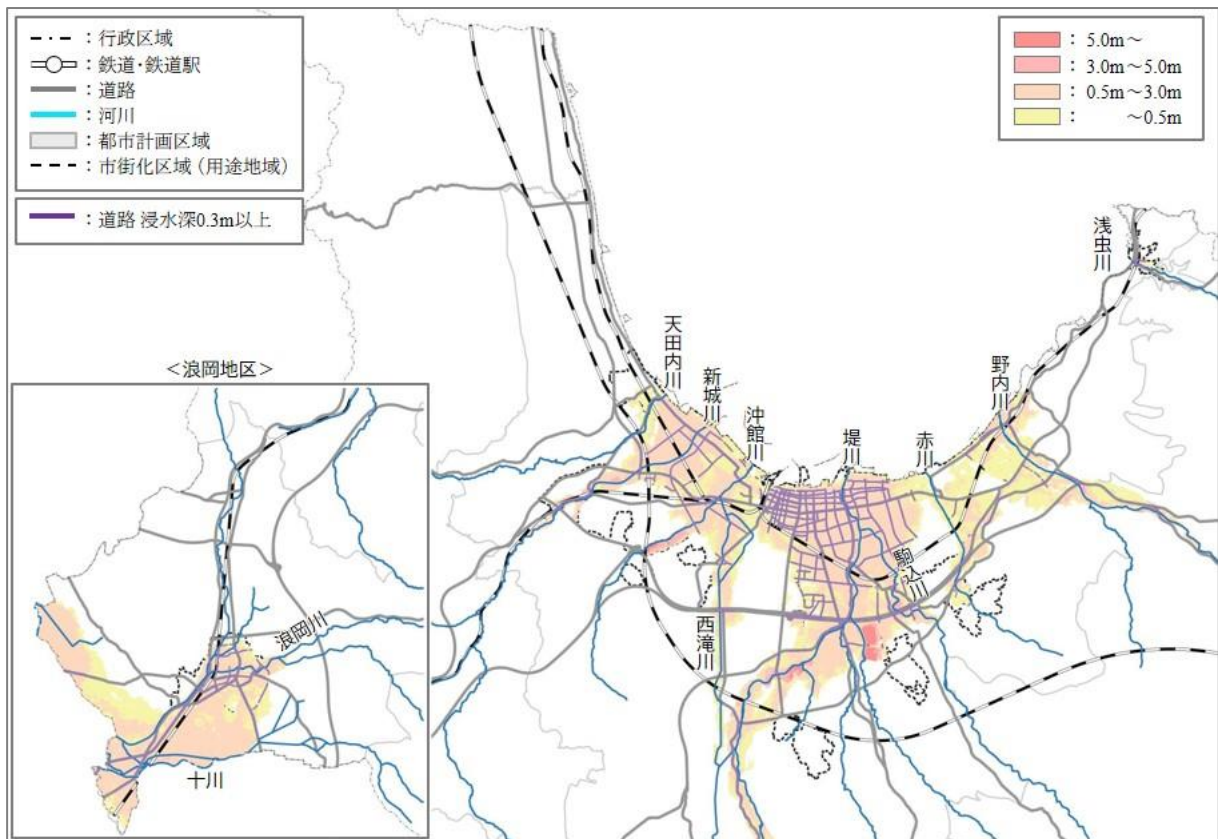


図 92 浸水想定区域×道路重ね合わせ図

(2) 災害リスク分析結果の整理

河川氾濫（洪水）に係る災害リスク分析結果を以下に示します。

- ① 本市においては、市街化区域（用途地域）の約 63%が洪水浸水想定区域に指定されています。
- ② 青森地区では、海岸線より概ね 2.4km（徒歩 30 分圏）の範囲において、一般的な家屋でコンセントへの浸水により停電が生じる水位とされる、想定浸水深が 0.7m を超える施設の分布が見られます。
- ③ 青森地区における河川氾濫（洪水）による被災リスクが高いと想定されるエリアとして、
 - ▶ 堤川及び駒込川周辺の海岸線より概ね 2.4km（徒歩 30 分圏）の広いエリア
 - ▶ 新城川と沖館川に挟まれた海岸線より概ね 1.2km（徒歩 15 分圏）のエリア
 - ▶ 沖館川と西滝川の合流点周辺部（海岸線より概ね 1.2～2.4km のエリア）の 3 つが挙げられます。

また、一般的な家屋の集積している上記エリアにおいては、床上浸水が生じる水位（想定浸水深が 0.5m を超える）が想定されています。

- ④ 浪岡地区では、JR 奥羽本線東側の浪岡川近傍のエリアにおいては、一般的な家屋でコンセントへの浸水により停電が生じる水位とされる、想定浸水深が 0.7m を超える施設が多くみられるものの、青森地区と比較して想定浸水深は低い傾向にあります。

また、一般的な家屋の集積している上記エリアにおいては、床上浸水が生じる水位（想定浸水深が 0.5m を超える）が想定されています。

- ⑤ 道路網については、青森地区・浪岡地区ともに市街地の多くの範囲において、自動車の走行が困難な水位とされる 0.3m 以上の浸水が想定されています。

特に、青森地区を東西に横断する国道 4 号及び 7 号、浪岡地区を南北に縦断する国道 7 号が浸水により自動車の走行が困難と想定されており、救助活動や災害復旧活動等に支障をきたすことが想定されます。

4.3.2 津波

(1) 災害リスク分析図

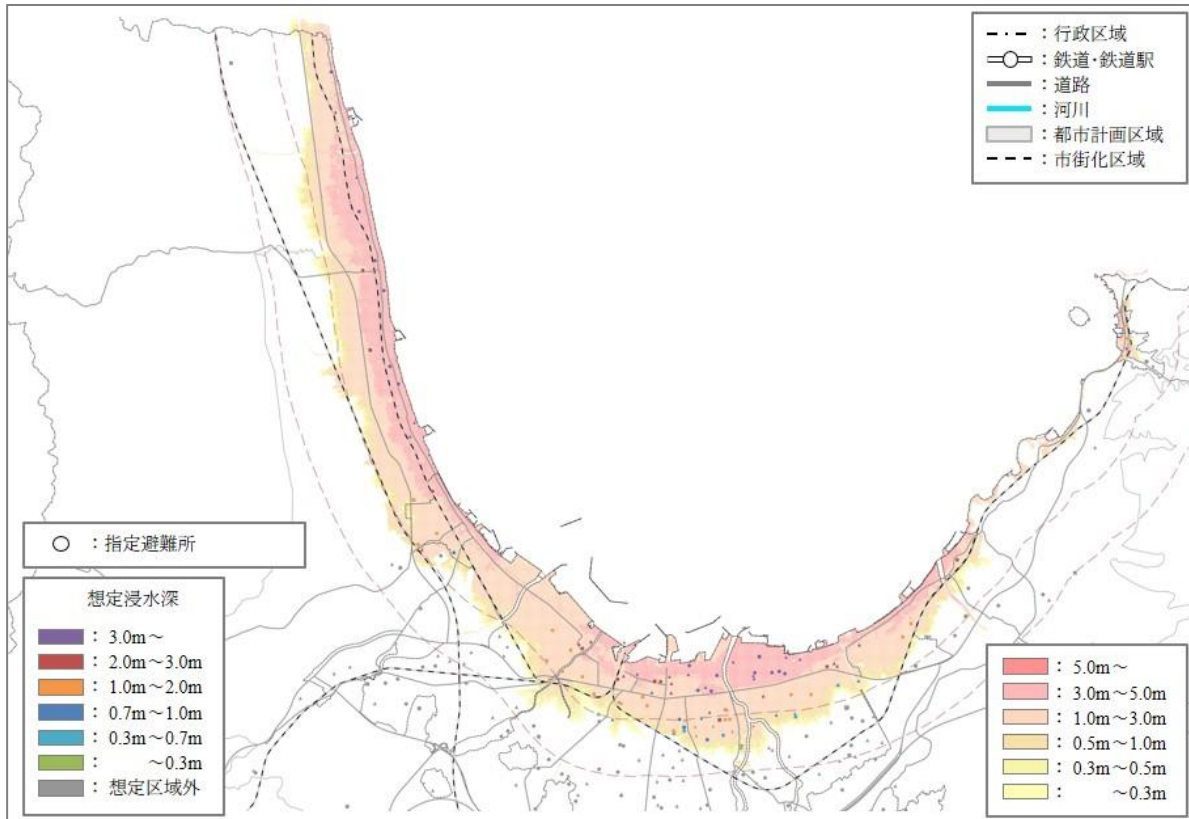


図 93 浸水想定区域×避難施設重ね合わせ図

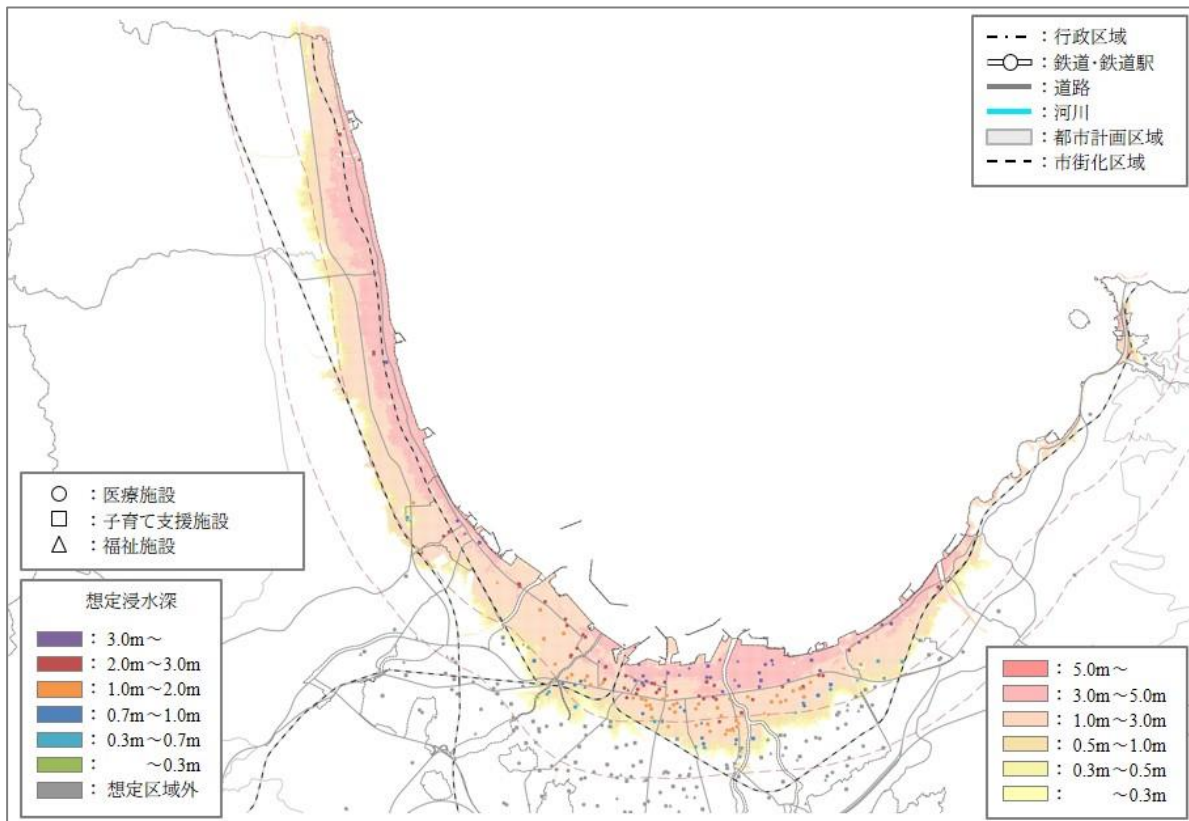


図 94 浸水想定区域×要配慮者利用施設重ね合わせ図

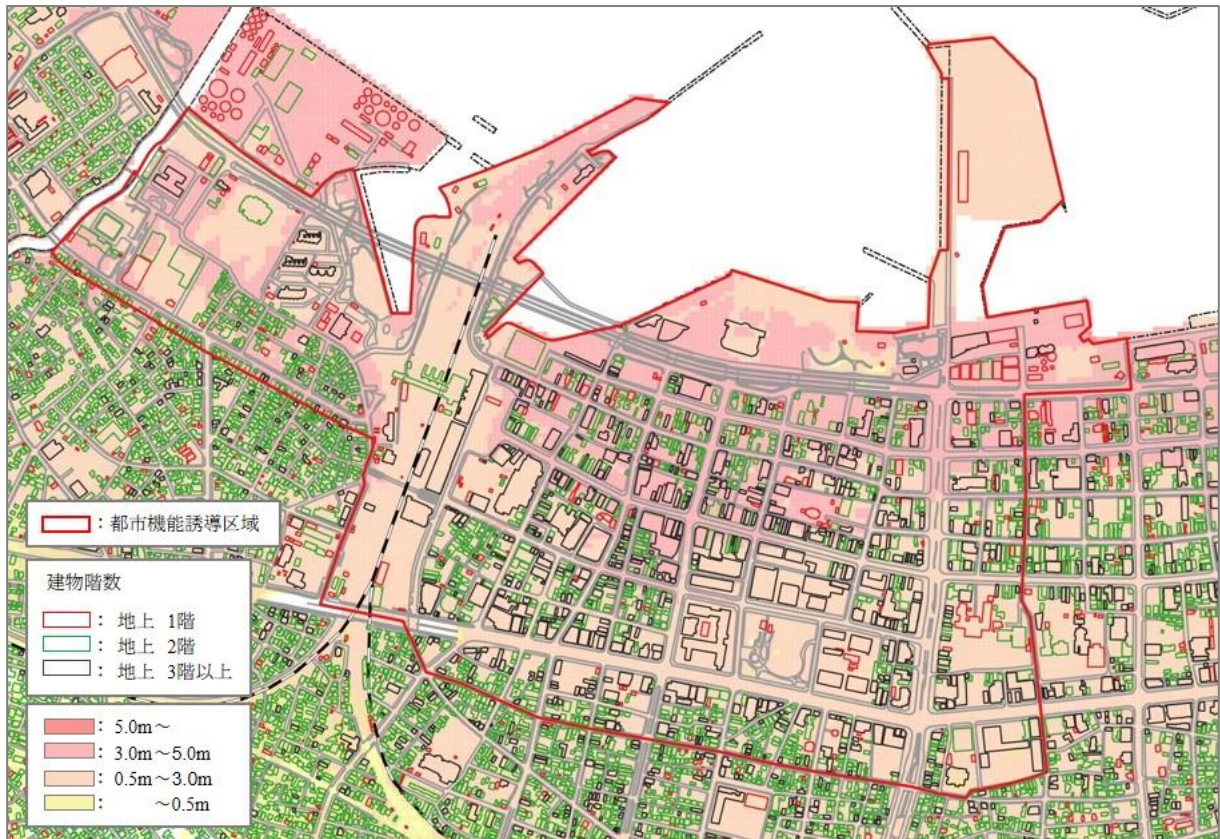


図 95 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（青森駅周辺地区）

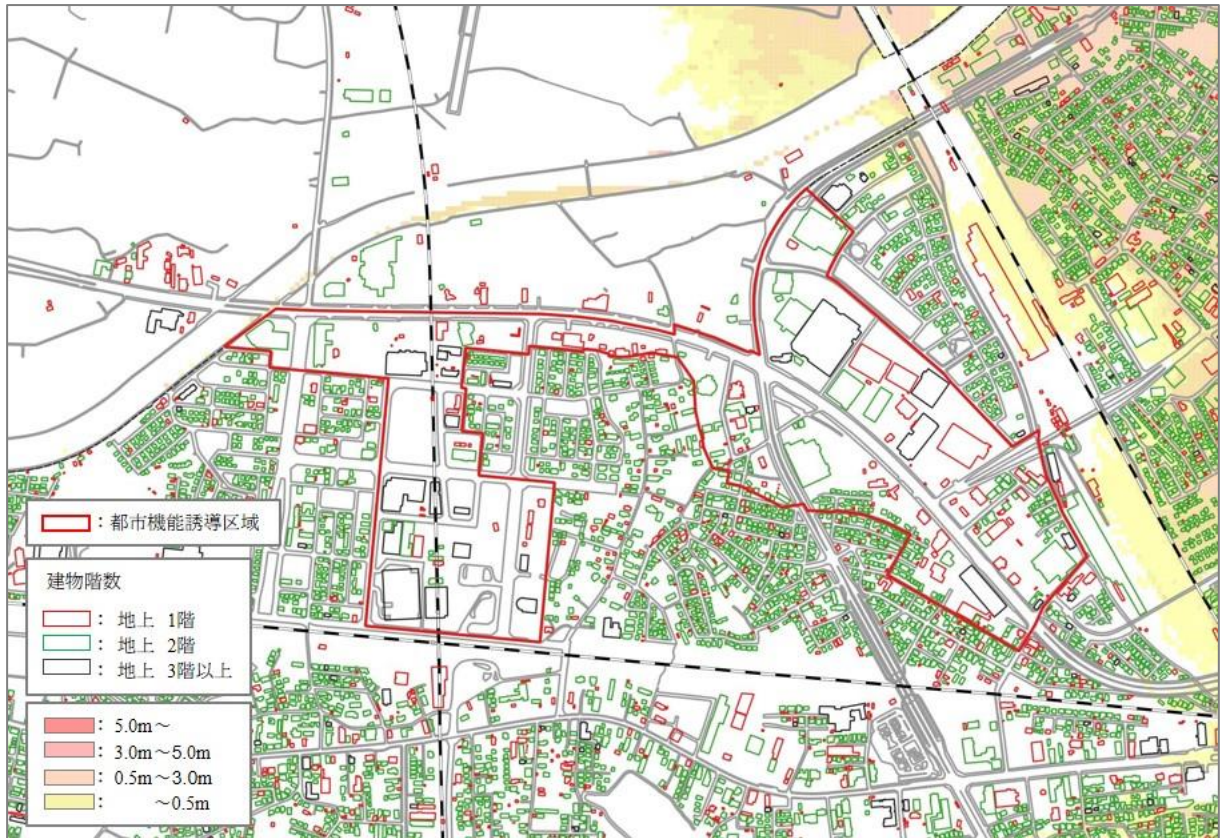


図 96 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（新青森駅周辺地区）

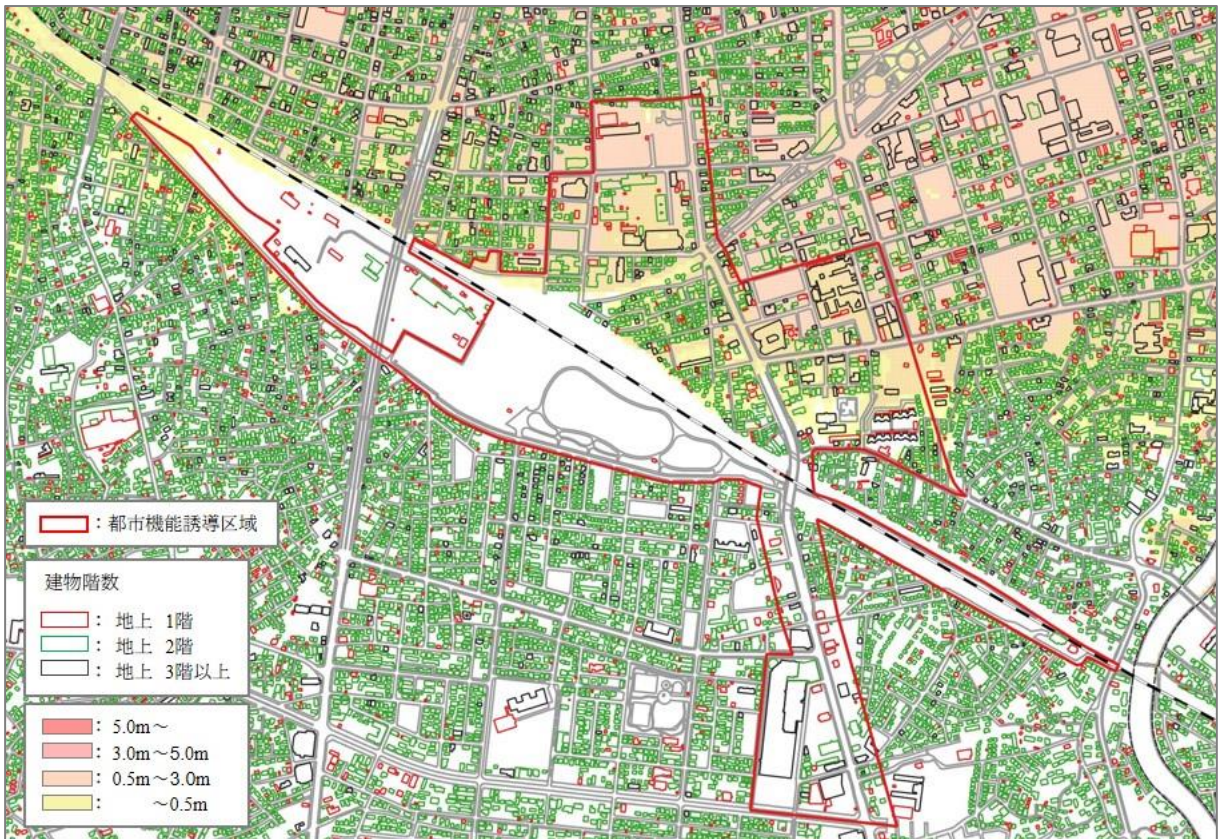


図 97 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（操車場跡地周辺地区）

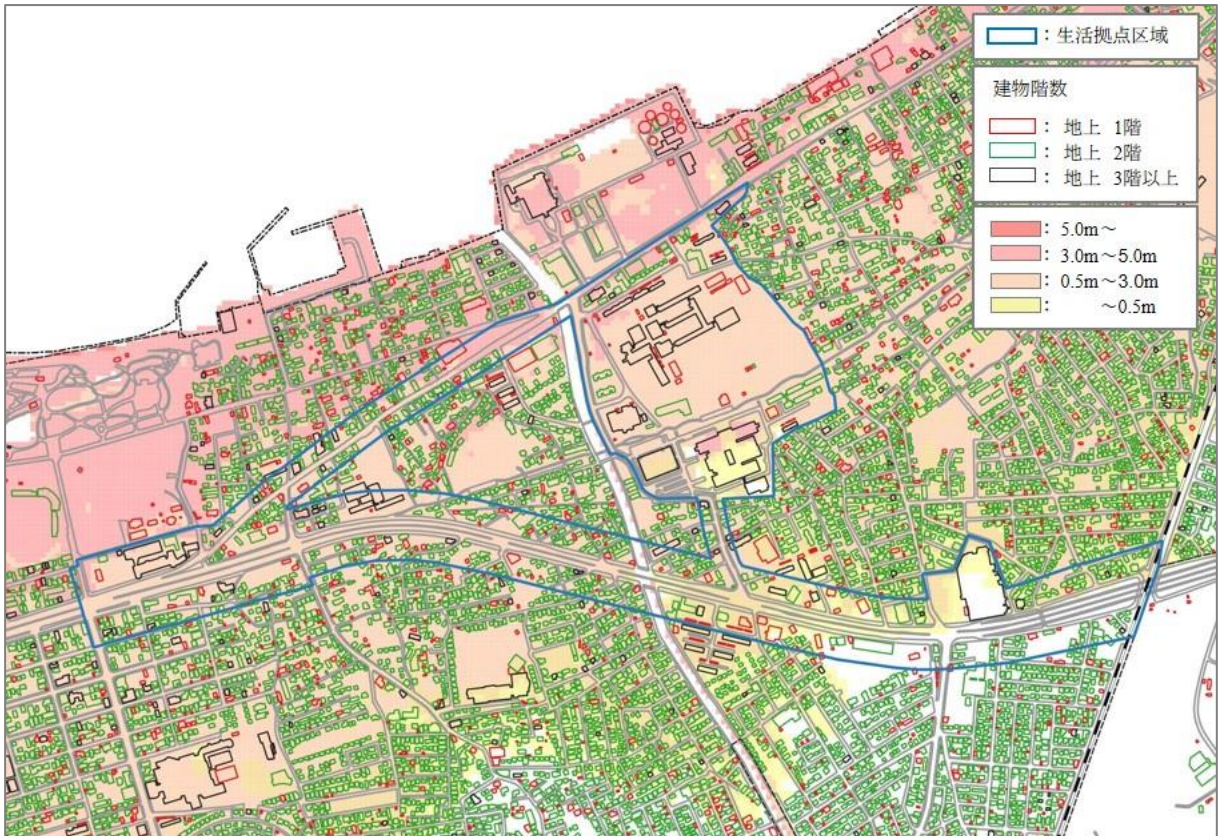


図 98 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（造道周辺地区）

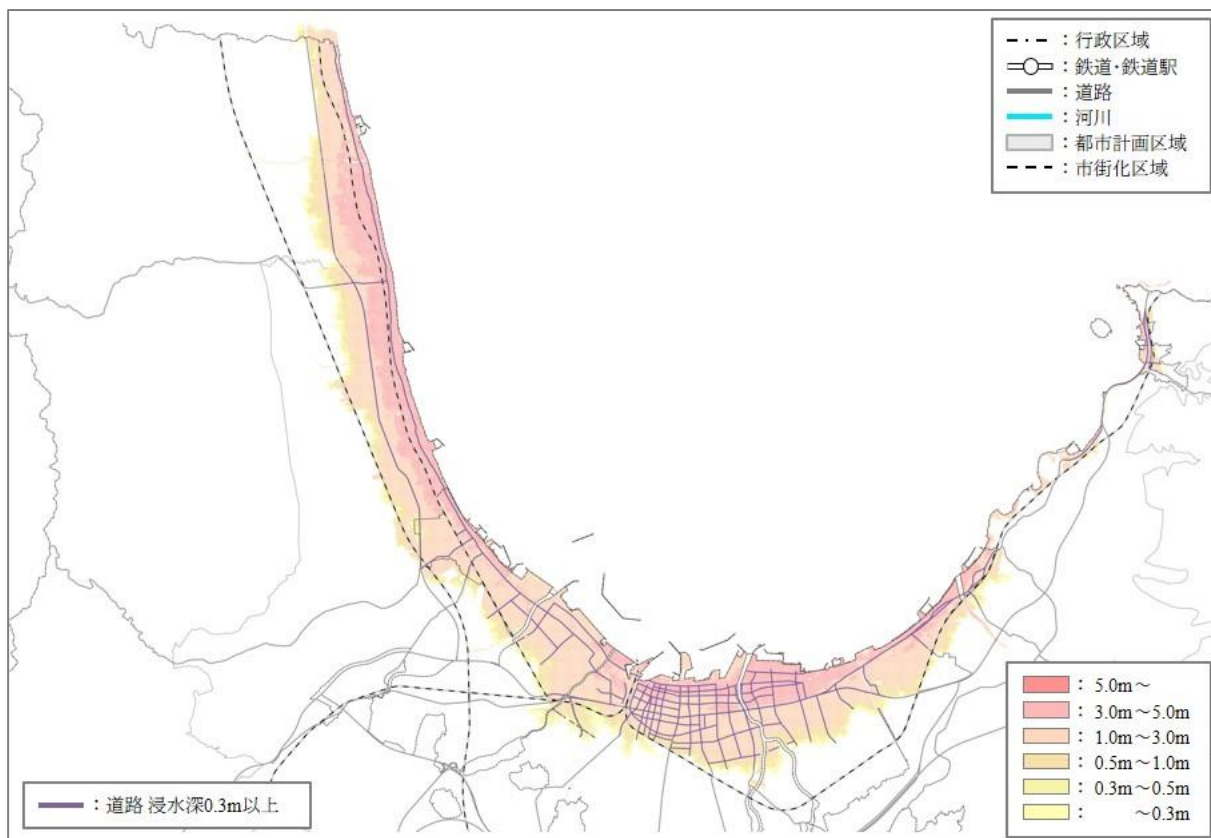


図 99 浸水想定区域×道路重ね合わせ図

(2) 災害リスク分析結果の整理

津波に係る災害リスク分析結果を以下に示します。

【日本海溝モデル（海溝型地震）】

- ① 日本海溝モデルによる地震が発生した場合、市街化区域の約 35%が当該地震に係る津波浸水想定区域に設定されており、津波被害が広範囲に及ぶと想定されています。
- ② 当該モデルによる津波の場合、津波浸水想定区域は海岸線から概ね 2.4km（徒歩 40 分程度）の範囲であり、第一波の到達時間が 97 分と長いことから、徒歩による水平避難が十分に可能であると想定されます。
- ③ 青森地区では、海岸線より概ね 1.2km（徒歩 15 分圏）の広い範囲において、一般的な家屋でコンセントへの浸水により停電が生じる水位とされる、想定浸水深が 0.7m を超える施設の分布が見られます。
- ④ 青森地区における津波による被災リスクが高いと想定されるエリアとして、
 - ▶ 新城川と赤川に挟まれた海岸線より概ね 1.2km（徒歩 15 分圏）のエリア
 - ▶ 天田内川北側の海岸線より概ね 1.2 km（徒歩 15 分圏）のエリアの 2 つが挙げられます。

また、一般的な家屋の集積している上記エリアにおいては、床上浸水が生じる水位（想定浸水深が 0.5m を超える）が想定されています。
- ⑤ 道路網については、海岸線より概ね 2.4km（徒歩 30 分圏）のエリアにおいて、自動車の走行が困難となる 0.3m 以上の浸水が想定されています。

特に、青森地区を東西に横断する国道 4 号及び 7 号が津波により被災した場合、同地区を東西に横断する幹線道路が市街化区域の南端付近を通過する国道 7 号青森環状道路（外環状線）のみとなり、救助活動や災害復旧活動、災害支援物資の輸送等に大きな支障をきたすことが想定されます。

【入内断層モデル（内陸直下型地震）】

- ① 入内断層モデルによる地震が発生した場合、市街化区域の約 4%が当該地震に係る津波浸水想定区域に設定されており、日本海溝モデルに比べ津波被害は限定的であると想定されています。
- ② 当該モデルによる津波の場合、第一波到達時間が 2 分と極端に短いため避難所等への避難（水平避難）は困難であると想定されます。

4.3.3 高潮

(1) 災害リスク分析図

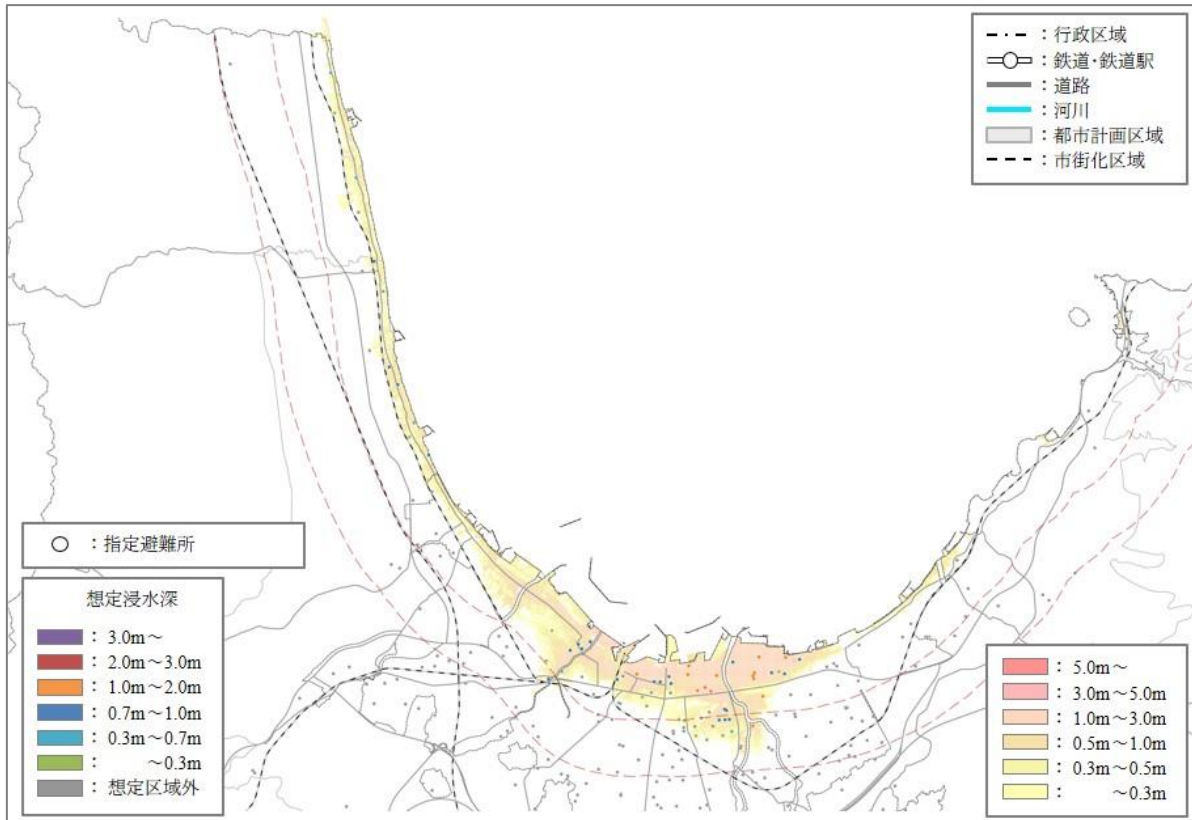


図 100 浸水想定区域×避難施設重ね合わせ図

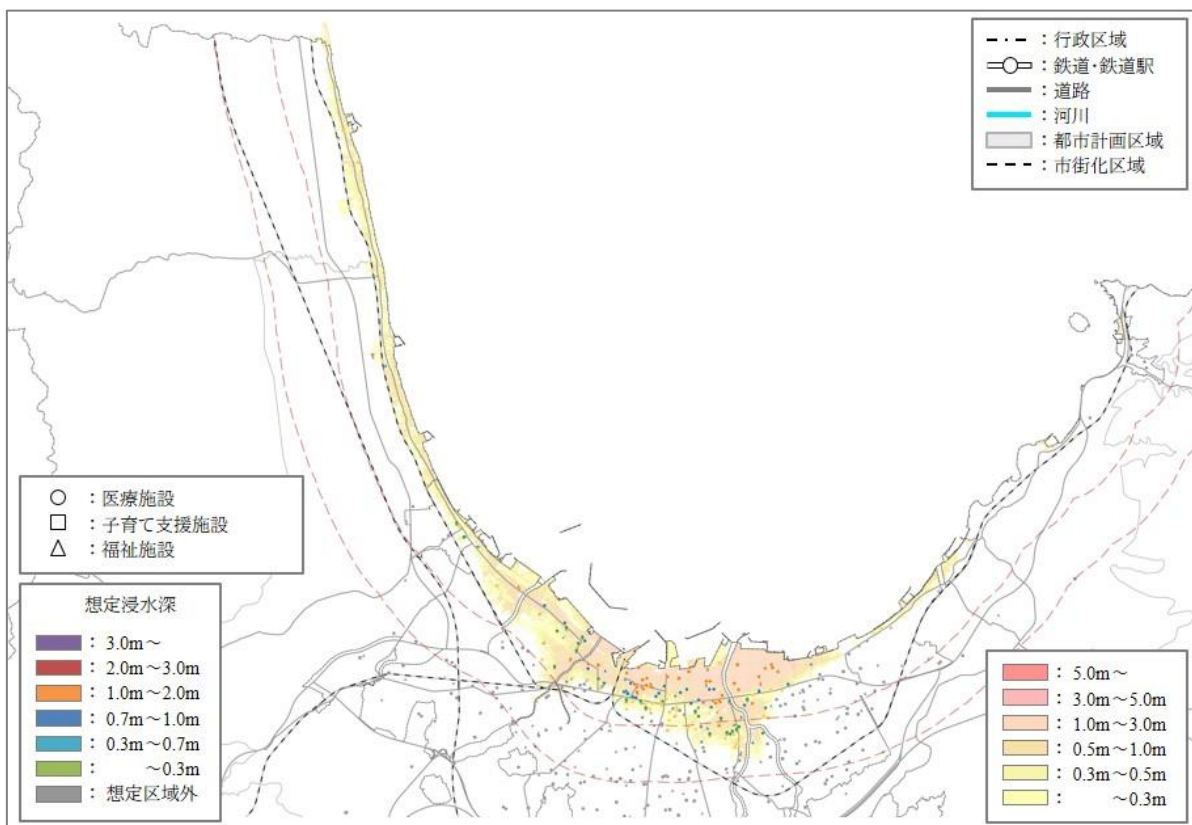


図 101 浸水想定区域×要配慮者利用施設重ね合わせ図

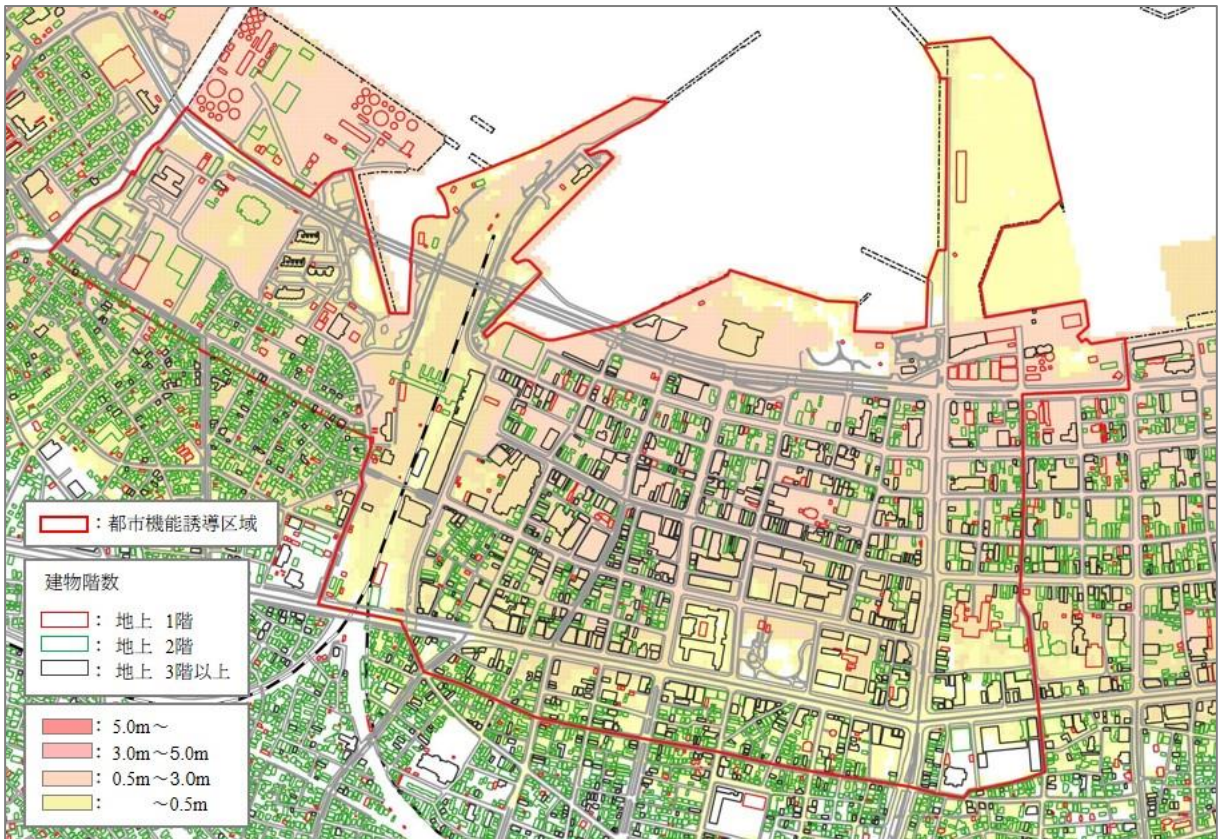


図 102 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（青森駅周辺地区）

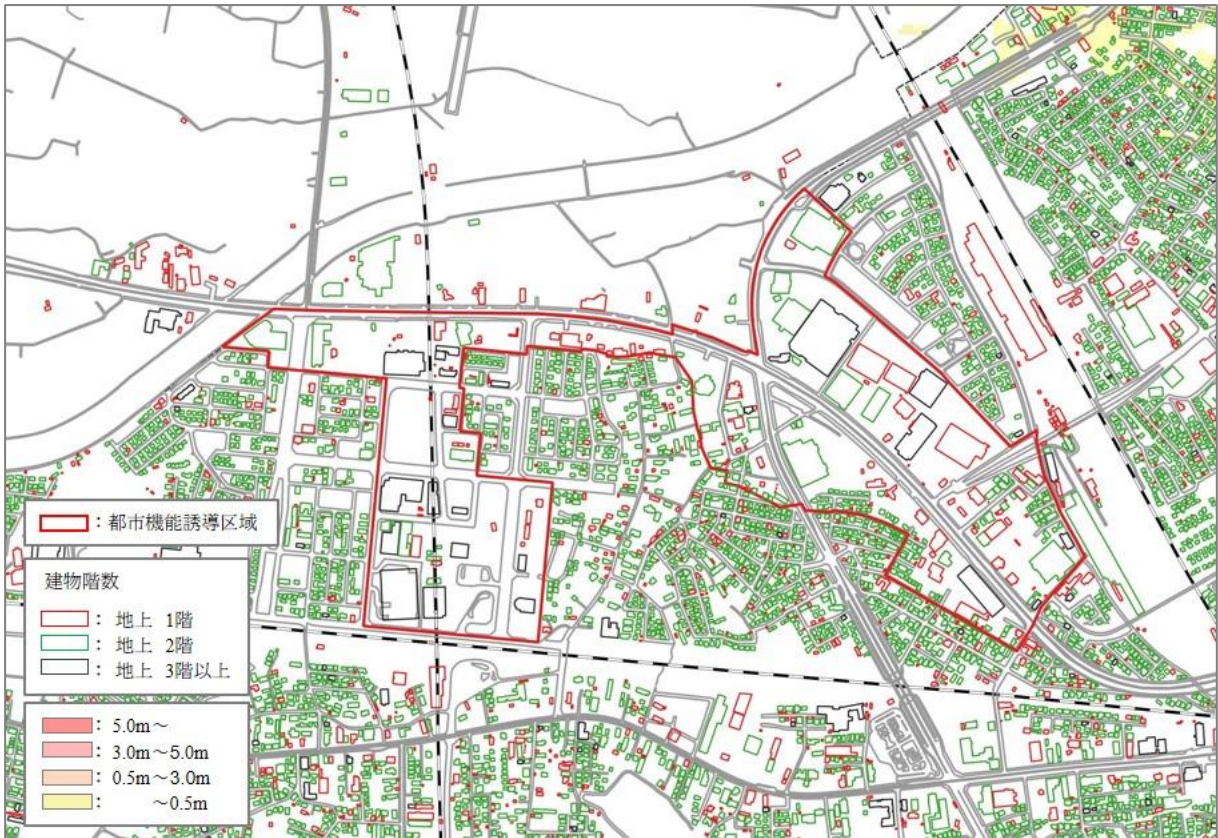


図 103 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（新青森駅周辺地区）

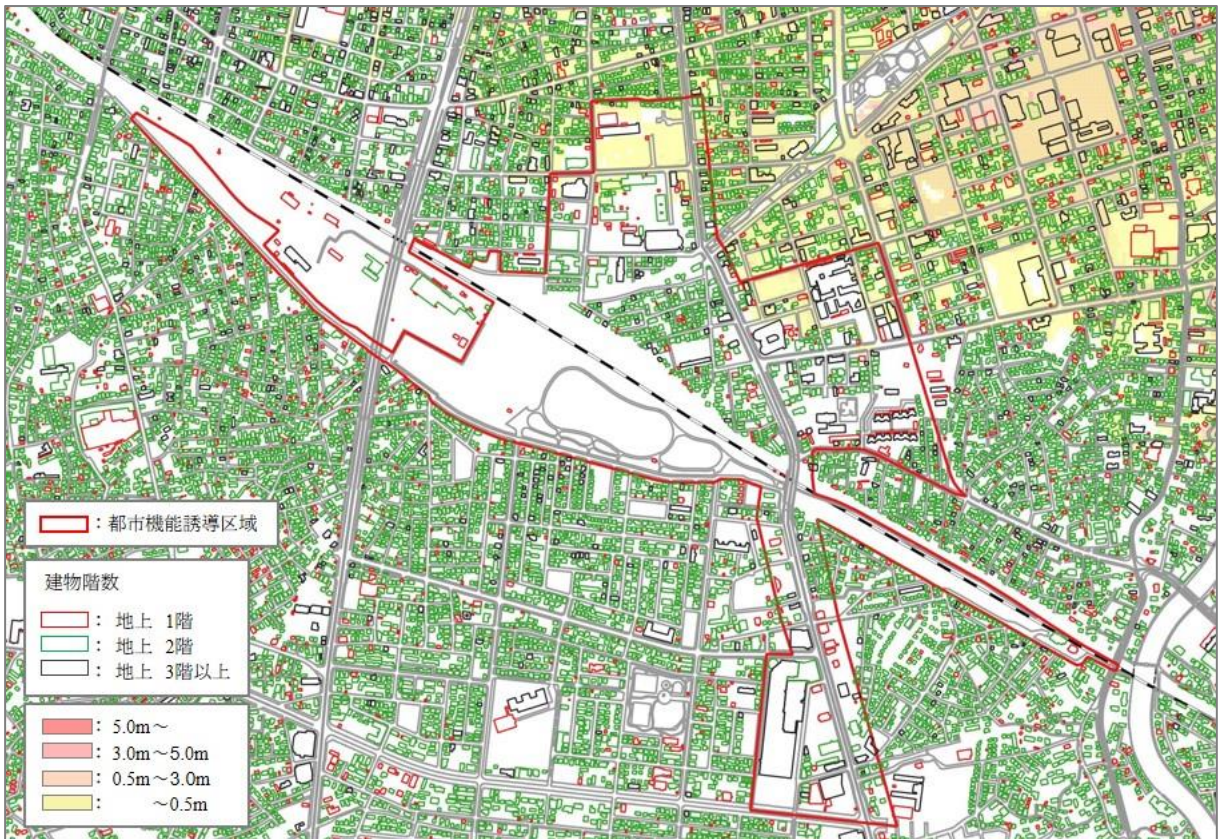


図 104 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（操車場跡地周辺地区）

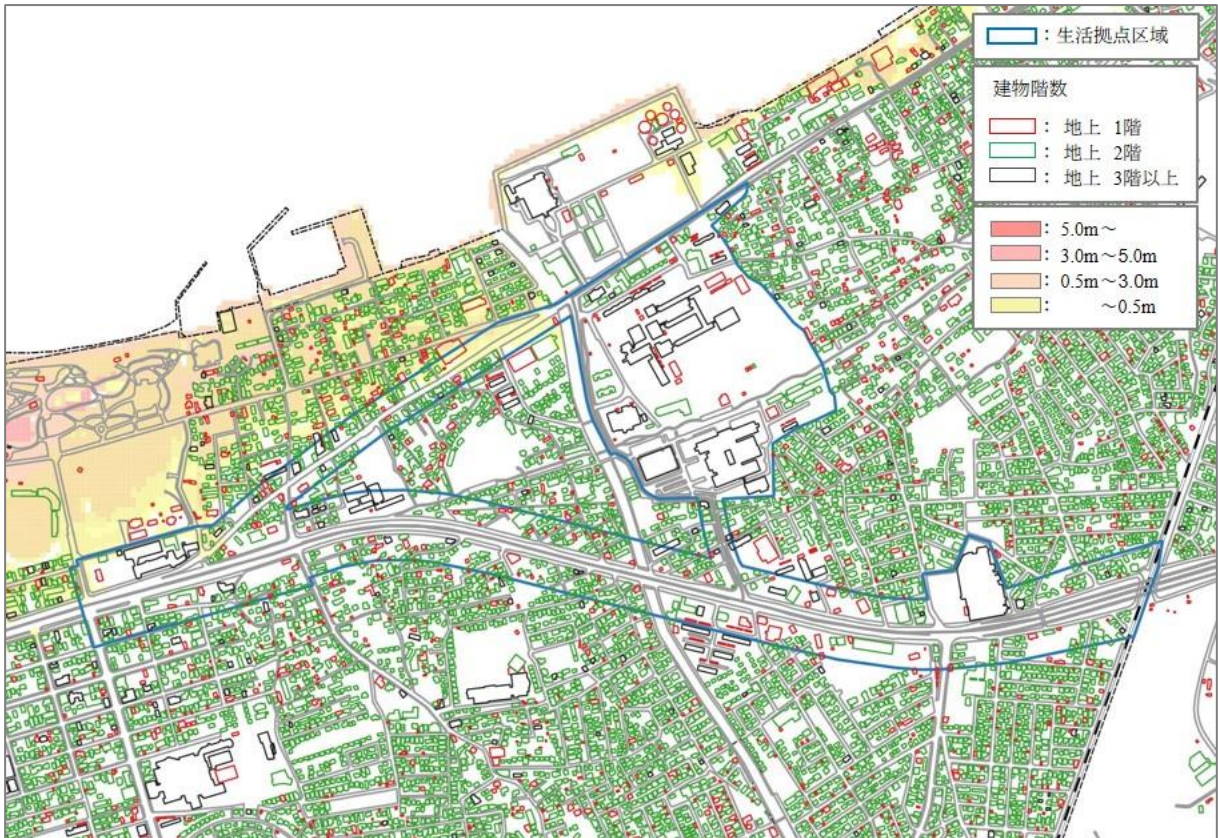


図 105 浸水想定区域×建物階数情報重ね合わせ図（造道周辺地区）

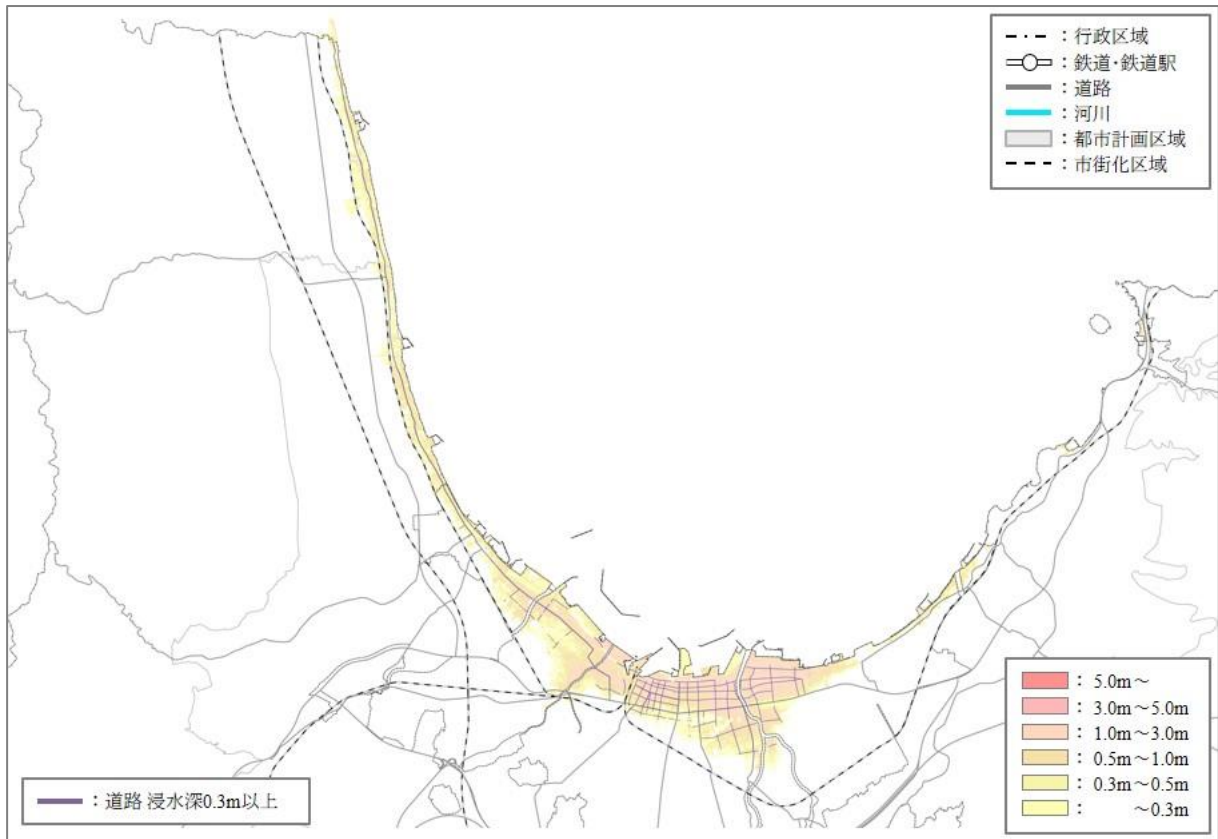


図 106 浸水想定区域×道路重ね合わせ図

(2) 災害リスク分析結果の整理

高潮に係る災害リスク分析結果を以下に示します。

- ① 本市においては、市街化区域（用途地域）の約 18%が高潮浸水想定区域に指定されています。
- ② 青森地区では、海岸線より概ね 1.2km（徒歩 15 分圏）の範囲において、徒歩による移動困難、一般的な家屋で床上浸水が生じる水位とされる、想定浸水深が 0.5m を超える施設の分布が見られます。
- ③ 青森地区における高潮による被災リスクが高いと想定されるエリアとして、
 - ▶ 新城川と赤川に挟まれた海岸線より概ね 1.2km（徒歩 15 分圏）のエリアが挙げられます。また、一般的な家屋の集積している上記エリアにおいては、床上浸水が生じる水位（想定浸水深が 0.5m を超える）が想定されています。

4.3.4 土砂災害

(1) 災害リスク分析図

本市における検討対象施設の立地状況と土砂災害等の災害ハザード区域図を重ね合わせたところ、本市市街化区域（用途地域）内においては、土砂災害等のリスクが高いエリアの集積は見られませんでした。

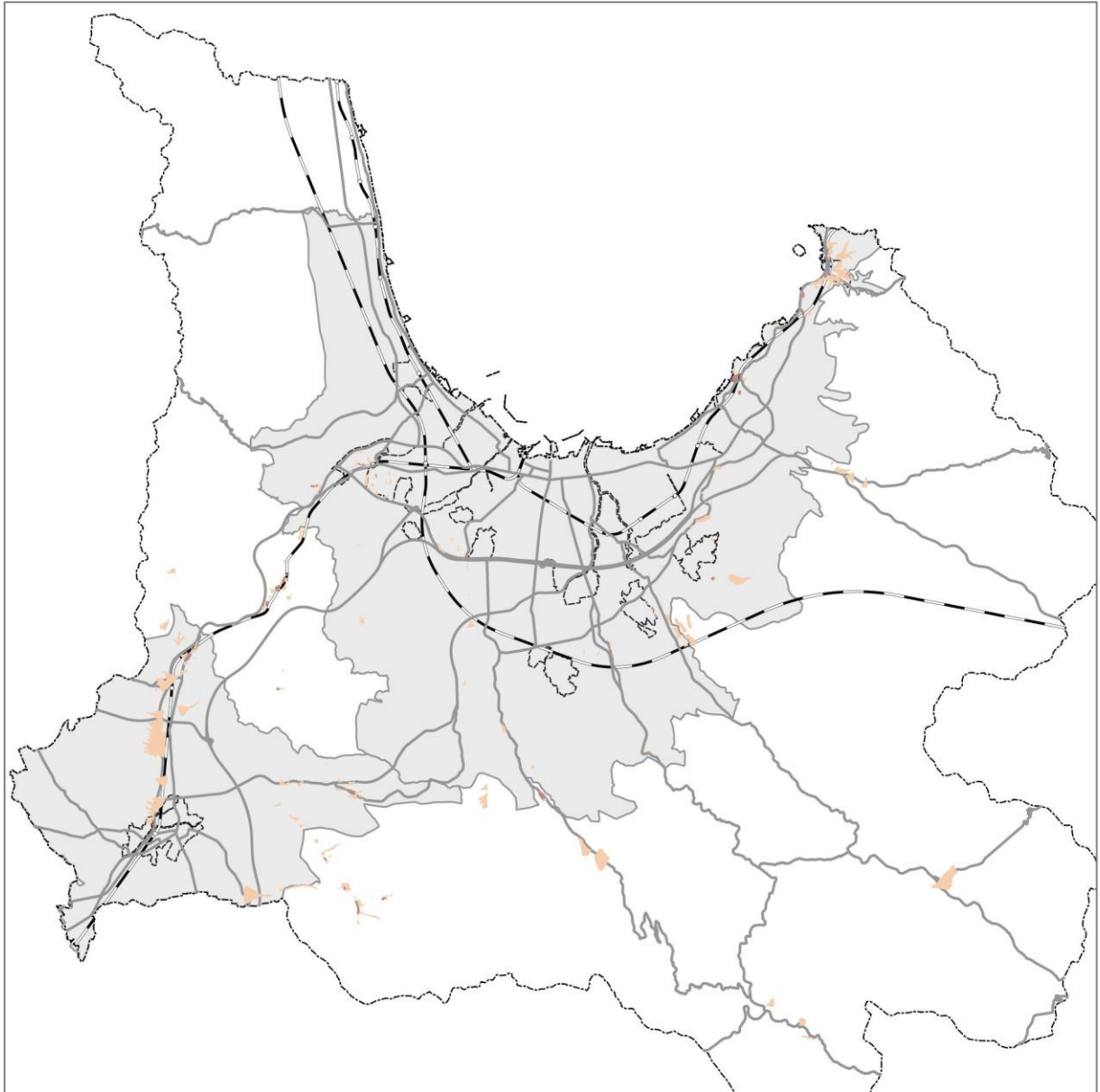


図 107 土砂災害（特別）警戒区域

(2) 災害リスク分析結果の整理

土砂災害等に係る災害リスク分析結果を以下に示します。

- ① 本市においては、避難施設及び要配慮者利用施設のほとんどが、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害（特別）警戒区域、大規模盛土造成地の区域外に立地しています。
- ② 市街化区域（用途地域）内においては、土砂災害等のリスクが高いエリアの集積はみられなかったものの、新城・三内・戸山地区の大規模盛土造成地においては、盛土の安全性の確認等減災に向けた対応が必要なものと想定されます。

4.3.5 冬期積雪期における災害リスク

(1) 道路網

- ▶ 積雪や降雪の影響により、徒歩による移動に相当の時間を要する、または困難になることが想定されます。
- ▶ 田園地域等においては、冬期間除排雪が実施されない道路が存在するため、最短経路での避難が困難になることが想定されます。
- ▶ 積雪による道路交通障害により、救助活動や災害復旧活動、災害支援物資の輸送等に大きな支障をきたすことが想定されます。

(2) 建物

- ▶ 空き家や自力での屋根雪処理が困難な世帯など、相当量の屋根雪が存在する場合、家屋の倒壊が想定されます。
- ▶ 屋根雪の落下により玄関や通路等が塞がれ、避難行動が困難になることが想定されます。

4.3.6 災害リスク概要図

本市が抱える災害リスクについて、前節までの内容を整理した概要図を以下に示します。

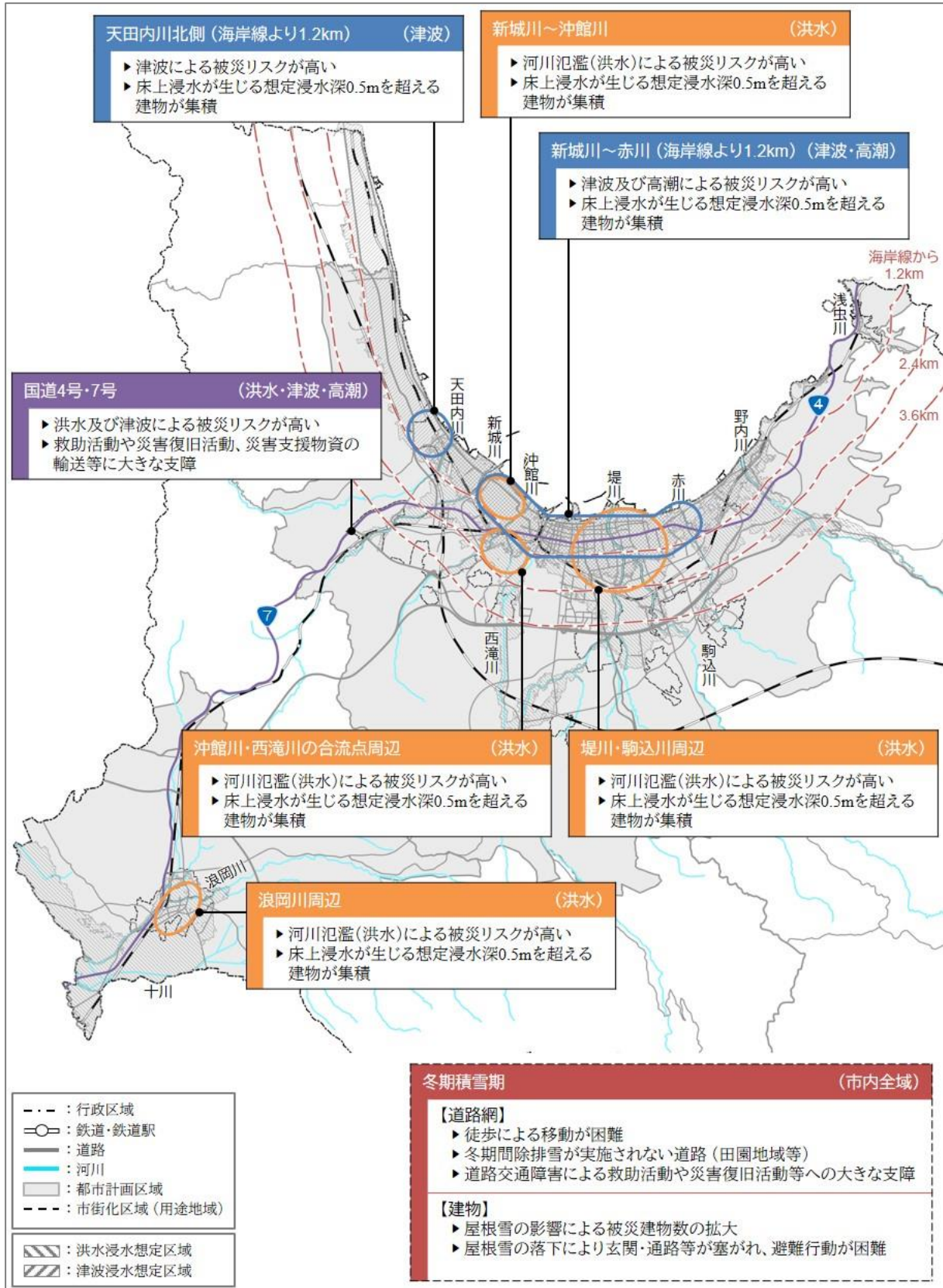


図 108 災害リスク概要図

4.4 防災まちづくりの方向性

前節の災害リスク分析から得られた課題を踏まえ、本市における防災まちづくりの方向性について以下に示します。

4.4.1 水害対策（河川氾濫（洪水）、津波、高潮）

(1) 治水安全度の向上

治水事業については、水源地から河口までの水系を一体として捉え、治水・利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るとともに、過去の水害発生状況や河川整備の現状を踏まえ、国・県をはじめとするあらゆる関係者との協働により、流域全体の治水安全度を高めるための取組（流域治水）を進めます。

【青森市流域治水プロジェクト】

令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風など、全国各地で甚大な被害が頻発していることを踏まえ、青森市でも事前防災対策を進める必要があります。

青森市には、堤川水系など全15水系の二級水系があることから、それぞれの流域の特性等に応じて下記の対策を実施することにより、市内全域において浸水被害の軽減を図ります。

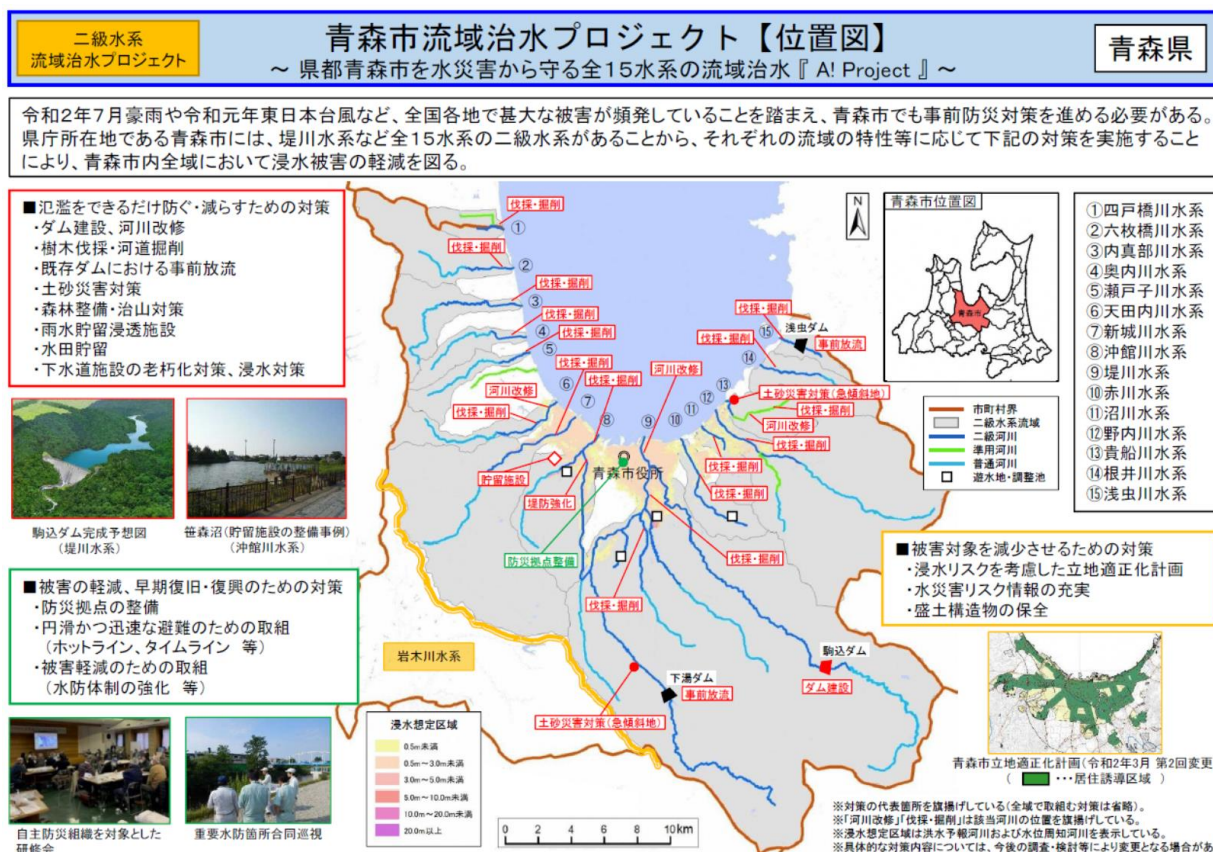


図 109 青森市流域治水プロジェクト

出典：青森市流域治水プロジェクト資料

【岩木川水系流域治水プロジェクト】

令和元年の東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、岩木川水系においては、これまでも流域が一体となって堤防整備や河道掘削等の整備を進めてきており、気候変動の影響に伴う降雨量や洪水頻度の変化を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法の検討を行い、全国で6割のシェアを誇るりんご栽培をはじめとした観光資源や地域産業を支える安全・安心なまちづくりを促進するため、内水被害軽減対策や「田んぼダム」の取組拡大、「河道掘削土砂の有効活用による緊急輸送道路の整備」等を通して、あらゆる関係者が協働して流域治水に取り組めます。



図 110 岩木川水系流域治水プロジェクト

出典：岩木川水系流域治水プロジェクト資料

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

円滑かつ迅速な避難のため、ホットラインの構築・運用や、水害対応タイムランの作成・活用などに取り組むとともに、被害軽減のため、水防体制の強化や市庁舎等の機能確保などに取り組みます。

(2) 重要施設等の立地場所と防災拠点化

行政関連施設や要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信設備の整備や必要な物資の備蓄等により防災拠点化を図ります。

(3) 津波及び高潮に強いまちづくり

指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路の整備等、避難関連施設の効率的・計画的整備や、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波等に強いまちの形成を図ります。

この際、津波等からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、できる限り短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

4.4.2 雪害対策**(1) 総合的な雪対策の推進**

積雪期の災害の予防対策は、雪害予防対策を総合的、継続的に行うことが必要であり、除排雪体制の整備、交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、空き家等の適切な管理、避難所及び避難路の確保など、雪に強い都市づくりを推進します。

(2) 防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保

冬期の災害発生時においても、地域住民による迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、適切な除排雪の実施により防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保に努めます。

また、災害発生時に防災資機材や生活必需物資を備蓄している防災活動拠点施設から物資輸送ができるよう、適切な除排雪の実施により幹線道路などの主要な路線の道路交通の確保に努めます。

(3) 住宅地における対策

屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や、既存建物の耐震改修等の普及促進により、豪雪災害に強い住まいづくりを推進します。

また、流・融雪溝の整備や、住宅密集地域内の空き地を地域住民の雪寄せ場として活用することにより、市民による除排雪作業の負担軽減を図ります。

さらに、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対する地域の援助体制を整備することにより、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止します。

4.4.3 都市防災機能向上の対策

(1) 災害時の交通の確保

道路（街路）を整備することにより、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、重要物流道路、消防用道路等を確保します。

避難路・緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じ警察署等と協力しながら、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の交通規制を行うほか、道路側溝の整備に併せて電柱の再配置などを行うことにより、道路幅員を最大限有効活用できるように図ります。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開・応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めます。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図ります。

(2) 災害ハザード区域内居住者の移転先の確保

災害が発生した地域又は災害ハザード区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進します。

また、災害ハザード区域等にある既存不適格住宅の移転を促進することにより、市民の生命の安全を確保します。

災害ハザード区域内居住者の住みかえ先として、一定の要件を満たす場合、既存集落内等の指定区域において自己用住宅等の住宅の移転を認めます。

(3) 地域防災力の向上

災害の発生に際しては、従来の広域的な都市防災体制だけではなく、地域レベルでのきめ細やかな対応が求められており、地域住民の担う役割が増えています。

このことから、地域住民と行政の連携を一層強化するとともに、地域住民が「自ら考え、自ら行動し、自らつくるまち」という自主防災意識の成熟化により、地域コミュニティにおける防災力の向上を図ります。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などを推進します。

4.4.4 防災まちづくりの方向性概要図

本市における防災まちづくりの方向性について、前節までの内容を整理した概要図を以下に示します。

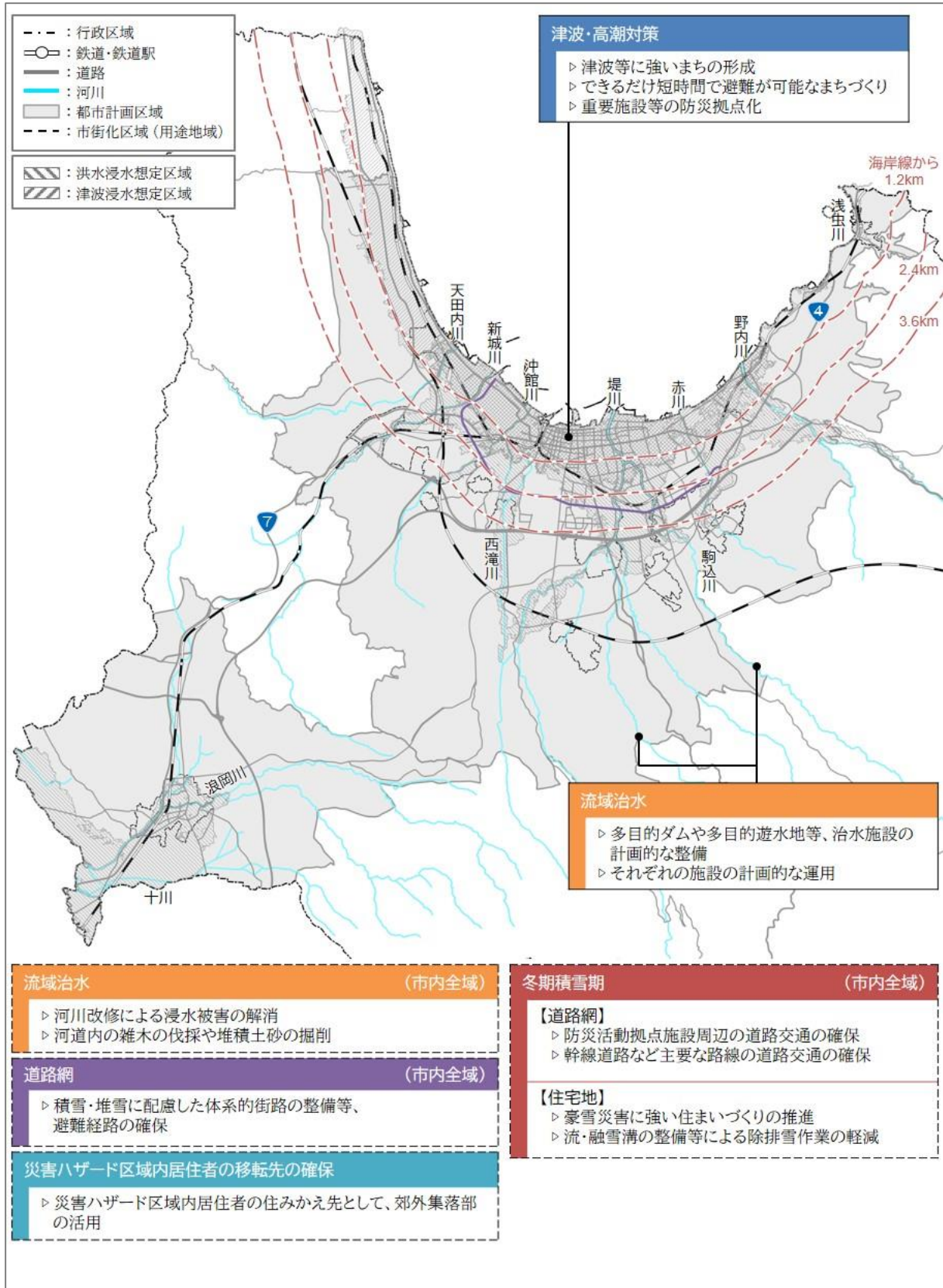


図 112 防災まちづくりの方向性概要図

4.5 防災指針に基づく取組及びスケジュール

前節の防災まちづくりの方向性に基づき、主な取組、段階的な目標を定め防災まちづくりを推進します。

区分	主な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	駒込ダム建設	県		▶	
	河川改修(天田内川・貴船川)	県・市		▶	
	樹木伐採・河道掘削、堤防強化	県・市			▶
	既存ダムにおける事前放流	県・市			▶
	土砂災害対策	県		▶	
	森林整備・治水対策	県・市・国			▶
	下水道施設の老朽化対策・浸水対策	市			▶
	住宅・民間建築物等の耐震化の促進 (屋根雪荷重の増大による家屋倒壊の防止のため)	市			▶
被害対象を減少させるための対策	災害リスクを考慮した立地適正化計画の見直し	市			▶
	水被害リスク情報の充実	県・市			▶
	災害ハザード地区からの移転促進 (市街化調整区域の開発許可基準の見直し等)	市			▶
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	防災拠点機能の整備(情報通信設備の整備、必要物資の備蓄等)	市			▶
	ホットラインの構築・運用	市			▶
	ハザードマップや災害時行動マニュアルの作成・周知	市			▶
	避難体制の整備(避難計画の策定、避難路の選定、避難に関する広報等)	市			▶
	防災教育の推進	市			▶
	防災訓練、避難訓練の実施及び普及啓発	市			▶
	雪対策基本計画及び除排雪事業実施計画に基づく適切な除排雪の実施	市			▶
	流・融雪溝の整備の促進	市			▶
	市民・地域との共同による除排雪活動 (歩道除雪のための除雪機の貸与、屋根の雪下し支援)	市			▶
	自主防災組織の育成強化	市			▶
	防災ボランティアの育成、活動環境の整備	市			▶
	協定締結による他自治体、民間団体等との応援・支援体制の確立	市			▶

< 章 目 次 >

5.1 戦略目標(1) 都市機能と居住の適正配置.....	125
5.1.1 主な取組.....	125
5.1.2 関連する主な事業等.....	128
5.1.3 指標 1：居住誘導区域内の居住人口密度の維持.....	128
5.2 戦略目標(2) 交通網を活用した都市環境の形成.....	129
5.2.1 主な取組.....	129
5.2.2 関連する主な事業等.....	131
5.2.3 指標 2：公共交通人口カバー率の維持.....	131
5.3 戦略目標(3) 自然と調和した快適な都市環境の形成.....	132
5.3.1 主な取組.....	132
5.3.2 指標 3：陸奥湾の環境基準達成率.....	134
5.4 戦略目標(4) 災害に備えた都市環境の形成.....	135
5.4.1 主な取組.....	135
5.4.2 関連する主な事業等.....	139
5.4.3 指標 4：建築物の耐震化率の向上.....	139
5.5 戦略目標(5) 持続可能な都市環境の形成.....	140
5.5.1 主な取組.....	140
5.5.2 関連する主な事業等.....	142
5.5.3 指標 5：都市計画道路整備率.....	142

本計画に定める基本理念や都市づくりの方向性など、計画実現に向けた主な取組及び目標とする指標について、戦略目標ごとに整理します。

なお、具体的な取組や対策等については、各分野における関連計画によるものとします。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり

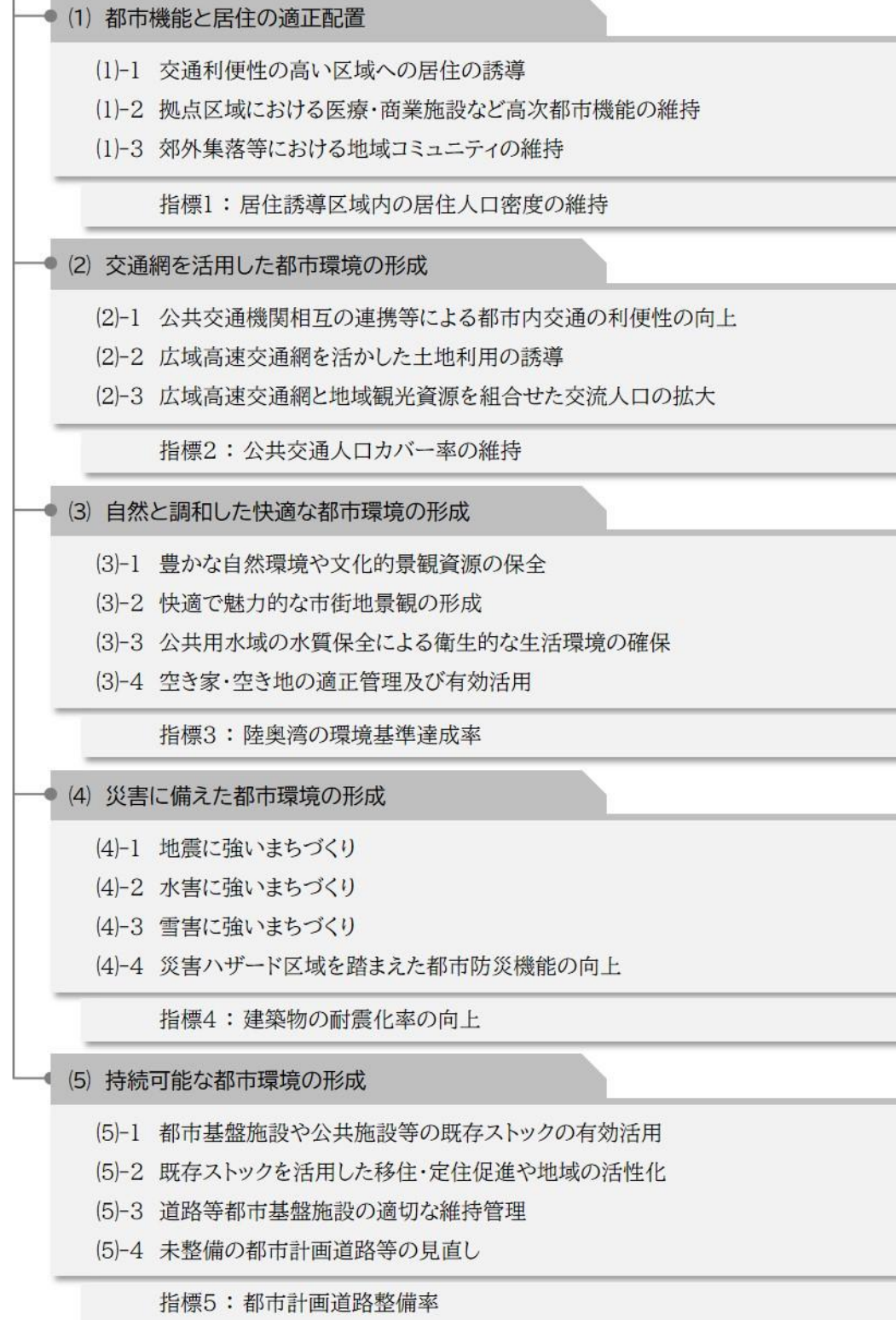


図 113 基本理念及び都市づくりの方向性・指標の関係

5.1 戦略目標(1) 都市機能と居住の適正配置

5.1.1 主な取組

(1) 交通利便性の高い区域への居住人口の誘導

【集合住宅等誘導の支援に関するあっせん等】

都市再生特別措置法（第 88 条）に基づく届出制度を活用しながら、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築等を行う民間事業者に対し、支援等の情報提供やあっせんを行います。

表 34 届出の対象となる行為

届出対象	概要
開発行為	<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例：寄宿舍や有料老人ホーム等）</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡ 2戸の開発行為  不要</p>
建築等行為	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例：寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

※ 上表は国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」（H27年6月1日時点版）を基に作成

【サービス付き高齢者向け住宅の立地促進】

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる、良好な環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等について、国の支援制度を活用しながら、居住誘導区域等への立地を促進します。

(2) 拠点区域における医療・商業施設など高次都市機能の維持

【誘導施設の支援に関するあっせん等】

都市再生特別措置法（第 108 条・第 108 条の 2）に基づく届出制度を活用しながら、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等を行う民間事業者に対して、情報提供やあっせんを行います。

表 35 届出の対象となる行為

届出対象	概要
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

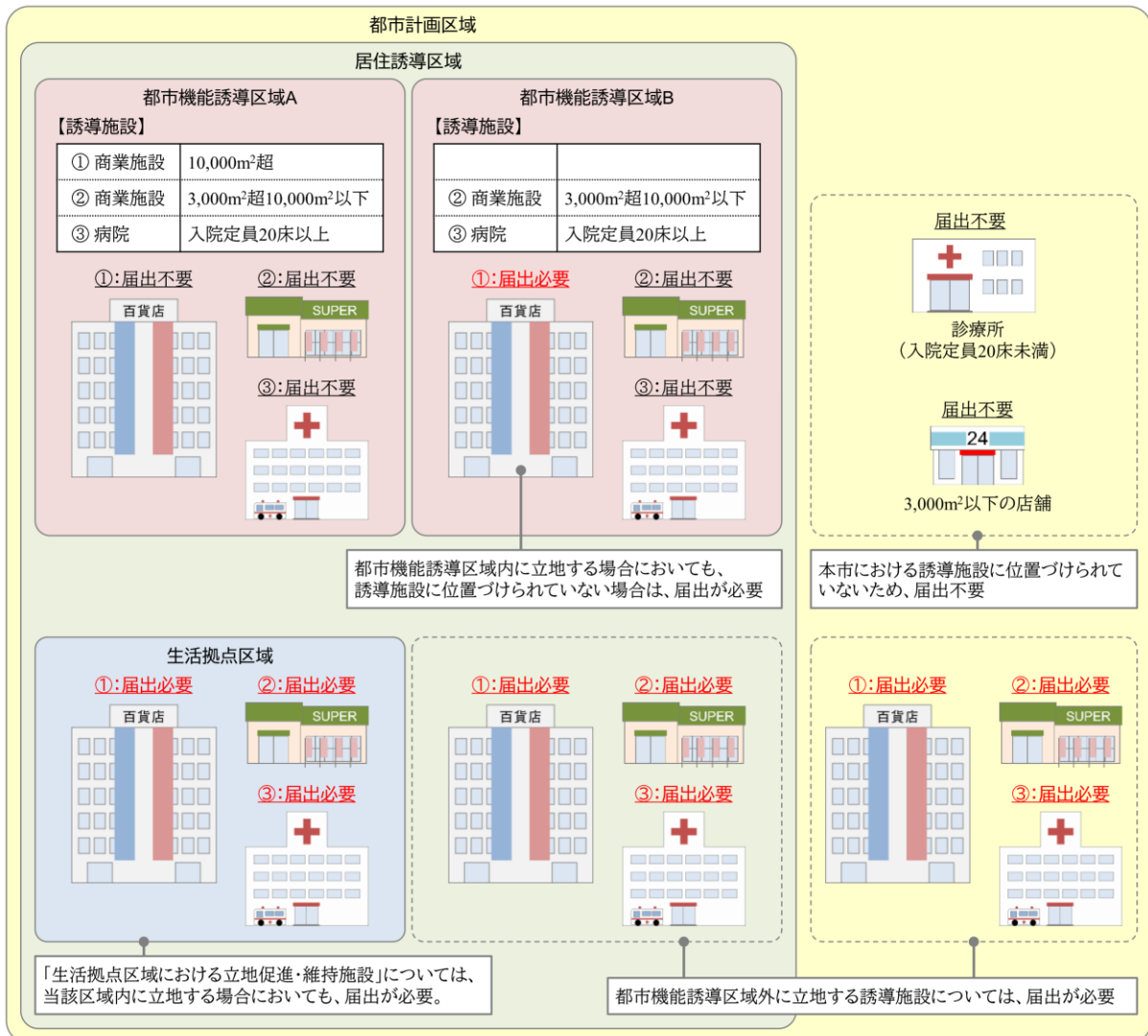


図 114 誘導施設の届出概要図

【都市機能の整備】

民間の誘導施設の整備に対する都市構造再編集中支援事業等の国の支援制度について、情報提供するとともに、制度の活用に向けた支援について検討します。

【高次な機能を有する公共施設の集約化】

高次な都市機能を有する市の公共施設の整備（更新）に当たっては、「青森市ファミリーマネジメント推進基本方針 ～青森市公共施設等総合管理計画～」を踏まえ、都市機能誘導区域内への整備（移転）について検討します。

また、国・県の行政機関の整備（更新）に当たっては、都市機能誘導区域内への整備（移転）に向けて働きかけを行います。

【公有地の有効活用】

施設の誘導に当たっては、都市機能誘導区域内にある空地等の未活用の公有地や公共施設の再編等により生み出される公有地の有効活用を検討します。

【商店街空き店舗対策との連携】

空き店舗に関する様々な取組と連携して、空き店舗の活用に関する支援制度について情報提供等を行います。

【土地利用に関する検討】

都市計画基礎調査等を踏まえながら、必要に応じて、都市機能の整備に向けた用途地域、建ぺい率・容積率、地区計画等の都市計画の見直しを検討します。

【共同化・集約化による土地利用の高度化・都市機能の更新】

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの国の支援等を活用しながら、民間などによる再開発を促進し、老朽化した建物、空地、中小小売店舗などの共同化・集約化により土地利用の高度化と機能の更新を図ります。

(3) 郊外集落等における地域コミュニティの維持**【農業従事者の拡充】**

郊外集落周辺部には、生産性の高い農業経営の根幹をなす土地基盤整備事業が実施された農地等が広がっていることから、新規営農者や農業法人等の受け皿として活用します。

【移住・定住者等の受け皿としての活用】

郊外集落部は、災害ハザード区域に指定されていない（災害発生リスクが低い）エリアが多く存在するため、市外からの移住・定住者や災害ハザード区域内居住者の住みかえ先として活用します。

【市街化調整区域内の幹線道路沿道部における事業用地としての活用】

市街化調整区域内の幹線道路沿道部については、交通利便性の高さを活かした産業の新規参入の可能性を有していることから、自然環境及び周辺環境に影響を及ぼさない業種であることを前提に、事業用地として活用します。

5.1.2 関連する主な事業等

- ▷ 市街地再開発事業
- ▷ 優良建築物等整備事業
- ▷ 都市計画基本スキーム構築事業（土地利用に関する検討）

5.1.3 指標 1：居住誘導区域内の居住人口密度の維持

【指標の算出方法】

国勢調査の 500m メッシュ人口データ等を用いて居住誘導区域内人口を算出し、同区域内の居住人口密度を算出します。

【目標値の説明】

居住誘導区域への居住を促進することにより、人口減少下においても一定以上の人口密度を維持することを目標として設定します。

具体的な効果として、居住誘導区域内の人口密度を維持することにより、同区域内において医療・商業等の生活サービス施設が維持されることが見込まれます。

※ 医療・商業等の生活サービス施設や公共交通を維持するためには一定の人口集積が必要とされており、人口密度 40 人/ha（都市計画法施行規則第 8 条に規定する既成市街地の人口密度の基準）の地区の減少により、施設の立地を支える商圈人口が減少し、生活サービス施設等の存続が困難になるとされています。

表 36 指標 1：居住誘導区域内の居住人口密度の維持

目標とする指標	基準値	目標値
	令和 2（2020）年度	令和 24（2042）年度
居住誘導区域内の 居住人口密度	51.3 人/ha	40.0 人/ha

5.2 戦略目標(2) 交通網を活用した都市環境の形成

5.2.1 主な取組

(1) 公共交通機関相互の連携等による都市内交通の利便性の向上

【基幹交通軸の設定】

定時性・速達性・大量輸送性に優れる鉄道線と、骨格となるバス路線を「基幹交通軸」と位置づけ、利便性が高くわかりやすい公共交通網を形成します。

【効果的で効率的なバス路線網の形成】

本市においては、市中央部から郊外部までのバス路線網が構築されており、バス路線が本市の公共交通網の中心的な役割を担っています。

今後においては、人口減少や土地利用の変化に柔軟に対応することが必要となってくることから、バス路線を下表のとおり区分し、それぞれの路線区分ごとの役割に基づいた、効果的で効率的なバス路線網の形成を図ります。

表 37 バス路線区分

路線区分	主な役割	設定方針
骨格線	・ 走行性、定時性、運行頻度に関して高水準な路線	・ 国道4号・7号・103号等を運行する路線 ・ 交通需要量の多い路線 ・ 青森市の主要な交通流動パターンと整合した路線 ・ バス優先施策が可能となる多車線路線
幹線	・ 骨格線を補完する路線 ・ 市街地内を広範囲にわたってサービスする路線	・ 放射状に伸びる幹線的な道路を運行する概ね30便/日以上路線 ・ 交通需要量の比較的多い路線
支線	・ 生活交通の確保	・ 骨格線・幹線以外の交通需要量の比較的小さい路線

【操車場跡地における新駅設置の検討】

青森操車場跡地は、利用者にとって利便性の高い交通結節点としての機能強化を図るため、鉄道駅について関係機関と協議するとともに、自由通路、駅前広場、駐車場・緑地など跡地の利活用を検討します。

【利便性向上による利用促進】

積雪期においても信頼性（定時性）が高く、大量輸送性に優れる鉄道網を積極的に活用するため、関係機関・団体と連携し、利用の促進を図ります。

鉄道と路線バスの乗換利便性の向上を図るため、必要に応じて各ダイヤ設定の調整を実施します。

新幹線と奥羽本線のアクセスの向上など、新青森駅から青森駅、浪岡駅方面への輸送サービスの充実の促進を図るため、期成会等において鉄道事業者等に対する要望活動を継続します。

(2) 広域高速交通網を活かした土地利用の誘導

【内陸型工業拠点の形成】

西部工業団地、南部工業団地、中核工業団地、大釈迦工業団地においては、自然環境及び周辺環境との調和に配慮しつつ、未利用地への工業機能の集積を誘導するなど、広域高速交通網を活用した内陸型工業拠点の形成を図ります。

【流通拠点の形成】

青森中央卸売市場をはじめとする卸売業が集積する問屋町・卸町地区及び、自動車運送業等が集積する青森総合流通団地においては、近年の流通環境の変化を踏まえ、流通業の集積や市場機能の拡充を誘導するなど、広域高速交通網を活用した流通拠点の形成を図ります。

(3) 広域高速交通網と地域観光資源を組合せた交流人口の拡大

【広域交通拠点間の連絡性の向上】

青森空港・青森港・新青森駅・青森駅における、交通結節機能及び二次交通を強化するなど広域交通拠点間の連絡性を向上させることにより、市民や観光客等来街者の利便性確保を図ります。

【インバウンド対策の強化】

訪日外国人観光客の受入環境の強化に向け、公共交通に関する案内情報の多言語表記などインバウンド対策を強化します。

【観光施策等との連携】

青森駅周辺へのアクセス性の向上を図り、観光振興や商店街と連携した賑わいの創出に寄与する取り組みを推進します。

また、観光客等来街者の交通利便性を向上させるため、新青森駅・青森駅などの交通拠点と観光施設を結ぶシャトル・ルートバスの運行を強化するなど、二次交通の充実を図ります。

5.2.2 関連する主な事業等

- ▷ バス路線再編事業
- ▷ 公共交通円滑化促進事業
- ▷ 浪岡地区A I デマンド交通運行実証実験事業

5.2.3 指標2：公共交通人口カバー率の維持

【指標の算出方法】

鉄道駅から半径 800m 圏内及びバス停留所から半径 300m 圏内の居住人口を、本市行政人口で除して算出します。

【目標値の説明】

高齢化の進行や多雪都市である本市の特徴を踏まえ、鉄道駅やバス停留所へ徒歩で抵抗なく移動できる範囲として、鉄道駅から半径 800m 圏内及びバス停留所から半径 300m 圏内の居住人口割合を維持することにより、市民の大多数が公共交通機関を利用できる環境を維持することを目標として設定します。

表 38 指標2：公共交通人口カバー率の維持

目標とする指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 24 (2042) 年度
公共交通人口カバー率	83.6%	83.6%

5.3 戦略目標(3) 自然と調和した快適な都市環境の形成

5.3.1 主な取組

(1) 豊かな自然環境や文化的景観資源の保全

【自然保護意識の醸成】

森林などの自然を活かした公園の利用をはじめとする、市民が身近な自然に触れ合うことができる機会の活用や、花苗等の提供などによる緑化意識の普及啓発を通じて、関係団体と連携しながら市民の自然保護意識の高揚を図ります。

また、次世代を担う子供を対象に、国・県と共同で、森や川の役割・重要性を学ぶ機会を提供し、自然保護意識の醸成を図ります。

【自然環境を守り育てる活動の充実】

自然環境破壊につながる行為についての注意を呼びかけ、自然を保護・保全しながら適正な利用の促進を図るなど、市民や関係団体と連携した自然保護活動を進めます。

また、地域の身近な森林の環境美化活動など、市民や関係団体と連携した自然環境の保全活動を進めます。

【景観形成重点地区の設定】

歴史・文化的景観資源の残されている地区においては、その周辺部（景観形成に係る緩衝地帯）を含めた範囲について、重点的に景観形成を図る地区として「景観形成重点地区」として設定することにより、良好な景観の形成に努めます。

(2) 快適で魅力的な市街地景観の形成

都市景観については、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、雪国としての生活様式等のかけがえのない市民共有の財産を守り、有効に活用するなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要であるため、人と自然が共生する都市環境の創出の場として、公園・緑地の充実や、緑と花にあふれた潤いのある美しい街なみの形成を図ります。

<青森地区中央部>

誰もが快適で魅力を感じる景観を創出するとともに、歴史的資源や遺跡と調和する周辺景観の形成、緑豊かな街なみの形成を図ります。

<青森地区南部>

自然環境に調和した幹線道路沿いの景観に配慮するとともに、豊富な歴史・文化的資源や自然的景観資源の保全を図ります。

<青森地区東部>

自然環境の保全に努めるとともに、浅虫地区の情緒ある個性的な地域景観の形成に努めます。

<青森地区北部・西部>

津軽半島と陸奥湾の自然環境に調和した海岸線の保全に努めるとともに、田園地帯に配慮した景観の保全を図ります。

<浪岡地区>

自然と調和した市街地景観の創出を図るとともに、中世の館、浪岡城跡、高屋敷館遺跡などの豊富な歴史・文化的資源や、りんご畑などの特色ある自然景観の保全を図ります。

(3) 公共用水域の水質保全による衛生的な生活環境の確保

【汚水処理に係る水洗化の促進】

汚水処理施設について、費用対効果や地域特性などに応じた効果的・効率的な整備を進めます。

また、公共下水道などの汚水処理施設整備済地区において、未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対し、普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。

一方で、公共下水道などの汚水処理施設の整備予定がない地区においては、住宅への合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(4) 空き家・空き地の適正管理及び有効活用

【住み替え支援の促進】

空き家をはじめとする既存住宅ストックの情報提供などにより、居住ニーズに応じた円滑な住み替えを促進します。

【住宅関連情報の提供】

住まいに関する情報が容易に収集できるよう、青森県及び関係機関との連携強化による住宅セーフティネット機能の充実を図るとともに、住生活に関わる住宅相談窓口や市ホームページなどを通じて、住宅関連情報を提供します。

【空家等の適切な管理と利活用促進】

周辺の生活環境に悪影響をもたらしている空家等の所有者等に対し、自主的な管理を促すため、管理依頼文書を送付し、将来的に特定空家等となることを予防するとともに、利活用可能な空家等の所有者に対し、空き家・空き地バンク制度のパンフレットを送付する等、物件登録に向け働きかけます。

【冬期間の空き地の有効活用】

住宅密集地域の空き地を地域住民の雪寄せ場として活用するなど、冬期間の空き地の有効活用を図ります。

5.3.2 指標 3：陸奥湾の環境基準達成率

【指標の算出方法】

陸奥湾の水質調査（3地点）における環境基準の達成率を算出します。

【目標値の説明】

閉鎖性の強い水域である陸奥湾において、良好な水質環境を将来にわたって保全していくためには、海だけではなく森里川海での一体的な活動が必要であることから、陸奥湾における水質環境基準の達成により、自然と調和した快適な都市環境を実現することを目標として設定します。

表 39 指標 3：陸奥湾の環境基準達成率

目標とする指標	基準値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 24（2042）年度
陸奥湾の環境基準達成率	93.1%	100%

5.4 戦略目標(4) 災害に備えた都市環境の形成

5.4.1 主な取組

(1) 地震に強いまちづくり

【市有建築物における耐震化の推進】

市有特定建築物を倒壊等から守り、災害時は避難場所等の拠点施設を確保し被害の拡大を最小限に抑えられるよう、多数の者が利用する特定建築物に重点を置き、計画的に耐震化を進めます。

このほか、その他の市有建築物については、市有建築物全体の今後の在り方や必要性などを総合的に勘案して、耐震化が必要と判断されるものについて耐震化に努めることとします。

【住宅における耐震化の推進】

<耐震化の支援>

旧耐震基準で建築された住宅の所有者が、耐震診断及び耐震改修を行いやすくなるよう、国及び県の耐震化支援施策と連携し、耐震化の支援に努めます。

<相談体制の充実、普及啓発の促進>

県や建築関係団体等の関係機関と連携し、市の相談窓口や地域コミュニティ活動などを通じて耐震化の必要性について周知します。

【民間特定建築物における耐震化の推進】

<耐震化の支援>

旧耐震基準で建築された民間特定建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすくなるよう、国及び県の耐震化支援施策と連携し、耐震化の支援に努めます。

<普及啓発の促進>

防災査察や建築基準法に基づく定期報告制度¹を活用し、耐震診断及び耐震改修を行っていない建築物の所有者等を把握し、耐震化の必要性について周知します。

¹ 定期報告制度とは、建築基準法第12条の規定により、特定行政庁が指定するものの所有者が、定期に建築物の敷地、構造及び建築設備についての損傷、腐食などの状況を調査し、特定行政庁へ報告することをいいます。

(2) 水害に強いまちづくり

【治水安全度の向上】

治水事業については、水源地から河口までの水系を一体として捉え、治水・利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るとともに、過去の水害発生状況や河川整備の現状を踏まえ、国・県をはじめとするあらゆる関係者との協働により、流域全体の治水安全度²を高めるための取組（流域治水）を進めます。

また、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策」として、二級河川貴船川の河川改修や普通河川の浚渫、下水道施設及び防災拠点の整備等を総合的かつ多層的に進めます。

【重要施設の立地場所と防災拠点化】

行政関連施設や要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性が低い場所に立地するよう整備を図ります。

なお、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信設備の整備や必要な物資の備蓄等により防災拠点化を図ります。

【津波に強いまちづくり】

指定緊急避難場所や避難路の整備等、避難関連施設の効率的・計画的整備を行うとともに、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちづくりを進めます。

【避難経路の確保】

浸水被害発生時においては、市街地の広範囲において自動車の走行が困難となることが想定されることから、徒歩による避難を原則とし、できる限り短時間での避難が可能なまちづくりを目指します。

² 治水安全度とは、洪水に対する安全度合を確率で表すもので、例えば、10年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度 1/10年」、100年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度 1/100年」と表現します。

(3) 雪害に強いまちづくり

【豪雪時における体制と対応】

豪雪時においては、平時の対応に加え、道路幅員の確保などのための排雪作業が増加することから、雪堆積場を効率的に運用できる体制の整備を図るなど、国・県・関係機関と連携した取組を進めます。

【豪雪災害時における体制と対応】

豪雪災害時においては、屋根雪の処理が困難な世帯への支援や通学路等歩道の確保といった、市民からの相談・要望に迅速に対応するための雪処理体制を構築します。

また、国・県・警察などと連携した監視や対応を一層強化するとともに、必要に応じて災害対応に関係する機関への派遣・協力要請を行います。

さらに、ライフラインなどの重要な都市基盤を管理する企業や各種団体とも連携しながら、市民・事業者・行政の協働による対応を進めます。

【防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保】

冬期の災害発生時においても、地域住民による迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、適切な除排雪の実施により防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保に努めます。

また、災害発生時に防災資機材や生活必需物資を備蓄している防災活動拠点施設から物資輸送ができるよう、適切な除排雪の実施により幹線道路などの主要な路線の道路交通の確保に努めます。

【雪に強い住宅等の整備】

積雪時に大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊等による人的被害の甚大化が懸念されることから、雪に強い住宅等の整備を進めるため、既存建築物への屋根融雪施設の設置や、克雪屋根（無落雪屋根）への改修、敷地内への融雪施設の設置の促進に努めます。

(4) 災害ハザード区域を踏まえた都市防災機能の向上

【地域地区の指定】

適切な用途地域を定めることにより、用途混在による防災上の阻害要因を排除します。
また、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化することにより、市街地における火災を防止します。

【都市基盤施設の整備】

道路（街路）を整備することにより、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、重要物流道路、消防用道路等を確保します。

また、公園の整備及び外周部の植栽緑地化を推進することにより、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災空間を確保するとともに、一時避難地となる近隣公園・緑地等への災害応急対応施設（耐震性貯水槽等）の計画的な整備を促進します。

さらに、下水道施設の耐震性を強化することにより災害時における衛生的な生活環境を確保します。

また、大規模災害発生時、避難所等の防災活動拠点施設においても電源を確保するため、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備等の導入に向けた検討を進めます。

【災害ハザード区域からの移転対策】

災害が発生した地域又は災害ハザード区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進します。

また、災害ハザード区域等にある既存不適格住宅の移転を促進することにより、市民の生命の安全を確保します。

【地域防災力の向上】

災害の発生に際しては、従来の広域的な都市防災体制だけではなく、地域レベルでのきめ細やかな対応が求められており、地域住民の担う役割が増していることを踏まえ、地域住民と行政の連携を一層強化するとともに、地域住民が「自ら考え、自ら行動し、自らつくるまち」という自主防災意識の成熟化により、地域コミュニティにおける防災力の向上を図ります。

また、災害の発生に伴う停電時においても、電源の確保が可能となる自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入を推進します。

5.4.2 関連する主な事業等

- ▷ 流雪溝施設整備事業
- ▷ 除排雪対策事業
- ▷ 宅地耐震化推進事業
- ▷ 市街地再開発事業
- ▷ 優良建築物等整備事業

5.4.3 指標4：建築物の耐震化率の向上

【指標の算出方法】

本市内に存在する特定建築物や住宅のうち、耐震性を有するものの割合を算出します。

【目標値の説明】

国においては、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としていること及び本市の状況を踏まえ、地震発生時における市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として設定します。

表 40 指標4：建築物の耐震化率の向上

目標とする指標	基準値		目標値 令和24（2042）年度
	特定建築物：令和2（2020）年度	住宅：平成30（2018）年度	
市有特定建築物の耐震化率	96.8%		概ね解消
住宅の耐震化率	85.5%		概ね解消
民間特定建築物の耐震化率	84.1%		概ね解消

5.5 戦略目標(5) 持続可能な都市環境の形成

5.5.1 主な取組

(1) 都市基盤施設や公共施設等の既存ストックの有効活用

【施設の効率的管理と有効活用】

空きスペースの活用による施設の複合化や省エネルギー設備の導入などにより、効率的な施設管理体制の構築を図ります。

(2) 既存ストックを活用した移住・定住促進や地域の活性化

【住宅市場の活性化】

移住・定住希望者の住宅確保が容易となるよう、空き家をはじめとする良質な既存住宅ストックの流通を促進させるとともに、既存住宅の売買・賃貸借における安心が確保されるような環境整備に努めます。

【若年・子育て世代が安心して暮らせる環境づくり】

地域で子どもを育む環境の整備や、子育て支援策と連携した子どもにとって安全・安心なまちづくりに向けた検討を進めます。

【住み替え支援の促進】

空き家をはじめとする既存住宅ストックの情報提供などにより、居住ニーズに応じた円滑な住み替えを促進します。

【住宅関連情報の提供】

住まいに関する情報が容易に収集できるよう、青森県及び関係機関との連携強化による住宅セーフティネット機能の充実を図るとともに、住生活に関わる住宅相談窓口や市ホームページなどを通じて、住宅関連情報を提供します。

【空家等の適切な管理と利活用促進】

周辺の生活環境に悪影響をもたらしている空家等の所有者等に対し、自主的な管理を促すため、管理依頼文書を送付し、将来的に特定空家等となることを予防するとともに、利活用可能な空家等の所有者に対し、空き家・空き地バンク制度のパンフレットを送付する等、物件登録に向け働きかけます。

(3) 道路等都市基盤施設の適切な維持管理

【計画型の維持管理の推進】

これまでの都市基盤施設の維持管理は、「傷んでから直す又は作り替える」という事後対策的なものでしたが、「傷む前に直して、できる限り長く使う」という予防保全的な考え方に基づく維持管理への転換を促進し、将来にわたるライフサイクルコストの最小化を目指します。

【維持更新費用の削減】

「いつ、どの都市基盤施設に、どのような対策が必要か」をアセットマネジメント³によりの確に把握し、都市基盤施設の長寿命化を図ることにより、将来にわたる維持更新費用の大幅な削減を目指します。

また、定期点検結果や補修工事等の履歴は、アセットマネジメントにおける重要な情報であることから、適切な方法により記録・管理します。

(4) 未整備の都市計画道路等の見直し

【道路整備における選択と集中】

長期間未整備の都市計画道路等については、「道路ネットワーク上重要な路線であるか」「代替路線の有無」「事業実現性の有無」などにに基づき、随時検証を行います。

道路ネットワーク上重要な路線については、効果的・効率的な整備を推進することとし、見直し候補となった路線については、関係機関等との調整など具体的な見直し検討を進め、計画継続・計画変更・廃止を見極めていくこととします。

³ アセットマネジメントとは、都市基盤施設を資産としてとらえ、施設全体の状態を定量的に把握・評価することにより中長期的な予測を行うとともに、予算的制約の下で、どのような対策をどの時点で行うのが最適であるのかを決定する総合的な管理手法のことです。

5.5.2 関連する主な事業等

- ▷ 青森市空き家・空き地バンク事業
- ▷ 住宅セーフティネット推進事業

5.5.3 指標 5：都市計画道路整備率

【指標の算出方法】

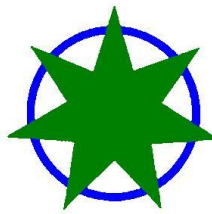
都市計画道路整備済延長を、同計画延長で除して算出します。

【目標値の説明】

交通の円滑化や市民の利便性の確保を図るため、地区の状況などに応じて必要とされる機能について、検討や見直しを進めながら、都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備の推進をすることを目標として設定します。

表 41 指標 5：都市計画道路整備率

目標とする指標	基準値	目標値
	令和 2（2020）年度	令和 24（2042）年度
都市計画道路整備率	67.4%	70.0%



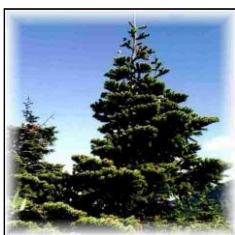
青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいをを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定



市の木
【あもりとどまつ】



市の花
【はまなすの花】



市の鳥
【ふくろう】



市の昆虫
【ホタル】

青森市立地適正化計画

発行年月日	平成30年3月 (第1回変更 平成31年3月) (第2回変更 令和 2年3月) (第3回変更 令和 年 月)
編集・発行	青森市都市整備部都市政策課
住 所	〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号
電話番号	017(752)7977
FAX番号	017(752)9011
HPアドレス	https://www.city.aomori.aomori.jp